

第2部

4期基本計画

第1章 施策の体系（全体図）

第2章 4期基本計画における重点施策

第3章 各施策の取組内容

基本方針1 安全で快適な住みよいまちづくり

基本方針2 安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

基本方針3 豊かなところと創造性あふれるまちづくり

基本方針4 活力に満ちた人のふれあいまちづくり

基本方針5 町民によるあかるいまちづくり

将来像

基本方針

基本施策

施策

誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち

1 安全で快適な住みよいまちづくり

2 安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

1 調和のとれた土地利用 P16

2 道路・交通網の整備 P18

3 上下水道の整備 P20

4 街並み・景観の向上 P22

5 良好な環境の保全と創出 P24

6 災害に強いまちづくり P26

7 交通安全・防犯体制の充実 P28

1 健康づくりの推進 P32

2 福祉施策の推進 P34

3 社会保障制度の充実 P36

1 計画的な土地利用

2 町有地の有効利用

3 道路の維持管理

4 道路網の整備充実

5 公共交通体系の整備充実

6 水道水の供給

7 下水道の整備

8 景観形成の推進

9 公園・緑地の維持管理と景観の保全

10 地球温暖化対策の推進

11 循環型社会の形成

12 環境保全の推進

13 町営霊園の維持管理

14 防災体制の充実

15 防災施設の整備充実

16 交通安全意識の高揚

17 防犯の充実

1 健康づくりの支援

2 母子保健の充実

3 保健予防対策の充実

4 医療体制の充実

5 地域福祉の充実

6 子育て環境の充実

7 高齢者を支える体制の充実

8 障がい者を支える体制の充実

9 生活困窮者への支援

10 国民健康保険制度の健全な運営

11 後期高齢者医療制度の適正な運営

12 介護保険制度の健全な運営

13 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営

14 国民年金制度の適正な運営

序論

4期基本計画

基本方針1

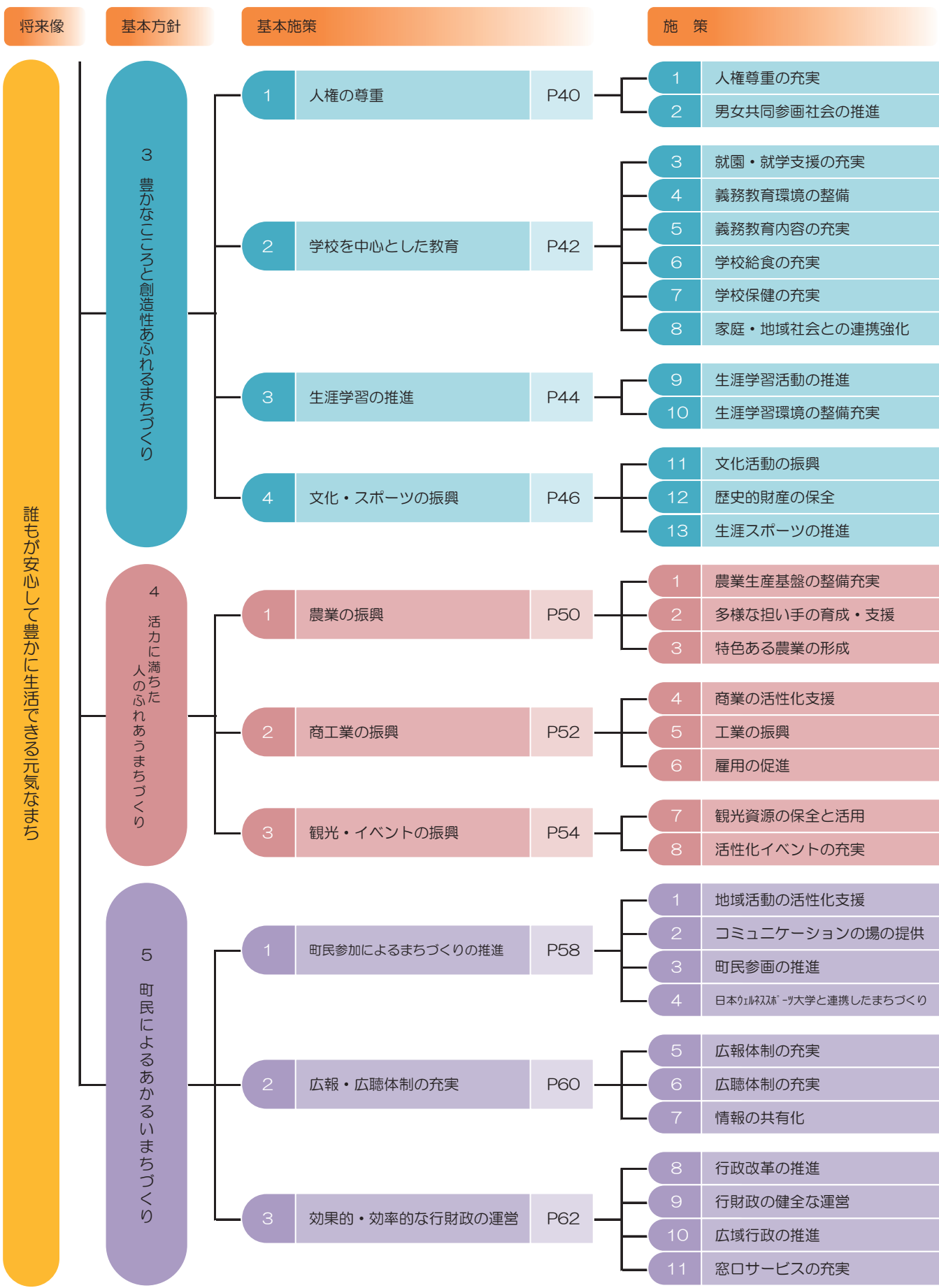
基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料



4期基本計画の計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を明らかにし、その課題解決のために推進していく施策を次のとおり設定しました。

基本方針1 安全で快適な住みよいまちづくり

- 東日本大震災の教訓を活かし、地域防災計画の見直しをはじめ、防災ステーション整備の検討等、防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ひとりでも多くの交通弱者の移動手段を確保するため、福祉バスやふれ愛タクシーの更なる利便性向上を目指すとともに、近隣市町との連携を強化し、広域的な公共交通システムの構築に努めます。

○町有地の有効利用

廃校跡地の利活用等、町有地の有効的な活用方法の検討及び推進

○公共交通体系の整備充実

広域的な公共交通システムの構築、ふれ愛タクシーの利用促進及び福祉バスの運行形態の見直し

○景観形成の推進

空き家バンク制度を利用した住環境向上に向けた取組み及び定住化の促進

○防災体制の充実

東日本大震災の教訓を活かした、災害に強いまちづくり

○防犯の充実

LED防犯灯の導入推進による、夜間でも安心・安全なまちづくり

基本方針2 安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

- 子育て応援手当の支給や中学3年生までの医療費無料化により、県下の「子育てしやすいまち」を目指します。
- フリフリグッパやシルバーリハビリ体操の更なる普及と、介護予防事業の強化による一貫した高齢者福祉を推進します。

○子育て環境の充実

子育て応援手当支給事業の推進

○高齢者を支える体制の充実

フリフリグッパやシルバーリハビリ体操の更なる普及と、介護予防事業の強化による一貫した高齢者福祉の推進

○医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営

中学校3年生までの医療費無料化による経済的支援

基本方針3 豊かなところと創造性あふれるまちづくり

- 男女共同参画基本計画を策定し、積極的な男女平等意識の啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。

○男女共同参画社会の推進

男女共同参画基本計画の策定

○義務教育環境の整備

教育施設・設備等の適正な維持管理

○生涯学習活動の推進

各種講座・教室等の充実による生涯学習環境の整備充実

基本方針4 活力に満ちた人のふれあうまちづくり

- 人々が行き交う活力に満ちた元気なまちを目指し、商工会との連携のもと商店街を中心とした町の商業の活性化に努めます。
- 町の持つポテンシャルを最大限に活用し、活性化につながるイベントの充実に努めます。

○農業生産基盤の整備充実

基盤整備の推進による優良農地の確保

○商業の活性化支援

利根町商工会との連携による商業の活性化

○活性化イベントの充実

町民花火大会をはじめとする観光イベントや、町民参加型の文化・スポーツイベントの充実

基本方針5 町民によるあかるいまちづくり

- 「大学のある町」としてのメリットを活かし、学生や大学との活発な交流と連携したまちづくりを推進します。
- 行財政改革の更なる推進により、効率的・効果的な行政運営に努めます。

○日本ウェルネススポーツ大学と連携したまちづくり

大学との連携事業の推進

○広報体制の充実

情報メール一斉配信サービス・町ホームページの更なる充実と拡大

○行政改革の推進

行政改革行動計画（後期）の推進による効率的な行政運営

基本方針1

安全で快適な住みよいまちづくり

《重点施策》

- 町有地の有効利用
- 公共交通体系の整備充実
- 景観形成の推進
- 防災体制の充実
- 防犯の充実

基本方針1 安全で快適な住みよいまちづくり 主な取組内容一覧

基本施策	施策	主な取組内容
1 調和のとれた土地利用 (P16~17)	1 計画的な土地利用	① 秩序ある土地利用の推進 ② 適切な誘導と規制 ③ 計画的な市街地の形成
	2 町有地の有効利用	① 町有地利活用の推進 ② 未利用地の貸付や処分
2 道路・交通網の整備 (P18~19)	3 道路の維持管理	① 道路維持管理の強化
	4 道路網の整備充実	① 町内幹線道路の整備 ② 広域幹線道路の整備促進
	5 公共交通体系の整備充実	① 公共交通の利便性の向上 ② 公共交通サービスの確保
3 上下水道の整備 (P20~21)	6 水道水の供給	① 水道水の安定供給 ② 水質の維持管理 ③ 水道施設の整備
	7 下水道の整備	① 公共下水道施設の整備 ② 公共下水道施設の維持管理 ③ 高度処理型浄化槽の整備促進
4 街並み・景観の向上 (P22~23)	8 景観形成の推進	① 住景観形成の充実 ② 空き家を活用した定住促進
	9 公園・緑地の維持管理と景観の保全	① 公園・緑地の維持管理 ② 親水空間と緑地の保全
5 良好な環境の保全と創出 (P24~25)	10 地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガス排出抑制の推進 ② 再生可能エネルギーの活用
	11 循環型社会の形成	① ごみの排出抑制（Reduce：リデュース）の推進 ② ごみの再使用（Reuse：リユース）の推進 ③ 資源の再生利用（Recycle：リサイクル）の推進
	12 環境保全の推進	① 公害の未然防止 ② 公害相談体制の充実 ③ 環境美化運動の推進
	13 町営霊園の維持管理	① 町営霊園の適正な維持管理
6 災害に強いまちづくり (P26~27)	14 防災体制の充実	① 地域防災計画の見直し ② 災害情報伝達の確立 ③ 消防団の組織機能の維持向上 ④ 救急高度化の推進
	15 防災施設の整備充実	① 避難場所の確保 ② 防災設備の整備・充実 ③ 消防水利の整備拡充
7 交通安全・防犯体制の充実 (P28~29)	16 交通安全意識の高揚	① 交通安全意識の啓発と危険箇所の点検 ② 交通安全関係団体の育成 ③ 高齢者や子どもの交通安全対策
	17 防犯の充実	① 防犯活動の展開 ② 防犯灯の整備推進 ③ 消費生活相談の充実

基本施策 1 調和のとれた土地利用

(1) 基本施策の目指す姿

適正かつ有効な土地利用が図れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

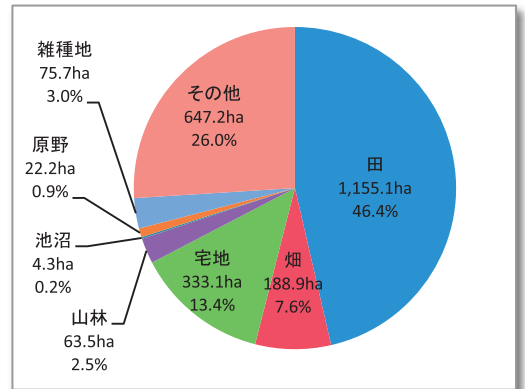
施策		主な取組内容
1	計画的な土地利用	魅力ある市街地の形成と、優良農地の適正かつ合理的な土地利用を目指します。 ① 秩序ある土地利用の推進 ② 適切な誘導と規制 ③ 計画的な市街地の形成
2	町有地の有効利用	未利用地となっている町有地の効果的・効率的な利活用を推進します。 ① 町有地利活用の推進 ② 未利用地の貸付や処分

(3) 現状と課題

現状

- 利根町は、首都東京から約40kmに位置し、首都圏近郊という地理的条件と平坦な地形を活かして、豊かな自然に囲まれた住宅都市が形成されています。
- 平成24年1月現在における利根町の土地利用構成は、総面積2,490haのうち、農地（田・畑）が54.0%と半数以上を占めており、宅地は13.4%、山林・池沼・原野・雑種地が6.6%、その他が26.0%となっています。
- 利根町の行政区域2,490ha全域が都市計画区域となっており、町の北部と南部に、住宅団地開発に伴う既存市街地が形成されており、これらの地域を中心にした市街化区域が211ha、それ以外の2,279haが市街化調整区域に指定されています。
- 平成22年度に「旧利根中学校・旧布川小学校・旧東文間小学校及び立木地内の6.3haの町有地」について、町民から意見・提案などを幅広く募集し利活用策を検討するため、「利根町土地利用推進協議会」を設置しました。
- 平成23年3月に利根町土地利用推進協議会での議論を経て、「旧利根中学校、旧布川小学校、旧東文間小学校、及び立木地内の6.3haの町有地」の利活用の方針・方向性を定めた「学校跡地等利活用計画書」を策定しました。
- 町有財産の有効利用を図るため誘致を進めてきた4年制大学が、旧利根中学校・旧布川小学校の校舎や体育館などの建物及び旧利根中学校の第2グラウンドを活用し、平成24年4月に開学したことにより、町活性化につながる有効活用が図れました。

利根町の土地利用構成（地目別）



資料：「土地概要調書」平成24年1月現在

課 題

- 少子高齢化による人口減少など、現在の社会情勢を考慮すると、直ちに既成市街地の拡大を図ることは困難な状況にあります。今後は、将来の人口動態を鑑み、既成市街地の発展、さらには市街化区域の拡大などを検討し的確な都市計画を行い、魅力ある良好な市街地を形成していくことが必要になります。
- 町の活性化を図るためには、魅力ある商業地や新たな産業用地の形成が求められており、住環境と調和のとれた土地利用の創出を図る必要があります。
- 旧東文間小学校跡地については、市街化調整区域内に立地しているため、立地条件を満たす施設の範囲が狭く、跡地活用策が限られています。



町有地利活用策を検討している旧東文間小学校跡地

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
1	町の土地利用について「秩序ある土地利用がされている」と答えた町民の割合	— %	50.0 %
2	未利用町有地の処分件数（貸付・売却）	— 件	3 件

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 土地利用のあり方について行政に提案をし、住民参加によるまちづくりに協力します。
- 町有財産の有効活用に関心を持って、積極的に提案・提言に努めます。

行政の役割

- 都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、秩序ある土地の有効利用を推進します。
- 現在、使用されていない町有地については、用途変更も視野に入れ、町の活性化につながるような有効活用を推進します。
- 住宅造成などの開発行為については、秩序ある都市構造を形成するため適正な土地利用の誘導に努めます。
- 都市計画法に基づく開発行為の立地基準及び技術基準を遵守させることにより、規制や誘導を行い、良好な土地利用を促進します。
- 町民のニーズを常に把握し、町有財産の活用計画に反映させます。
- 町有財産である土地、建物などについて、町の活性化や財源確保につながる有効利用を目指します。

★関連計画★

- ◇都市計画マスタープラン……市町村議会の議決を経て定められた市町村の基本構想、および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定めたマスタープラン（計画期間：平成20年度～平成32年度）
- ◇農業振興地域整備計画……農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画

基本施策 2 道路・交通網の整備

(1) 基本施策の目指す姿

便利で安全な道路・公共交通網が整備されます。

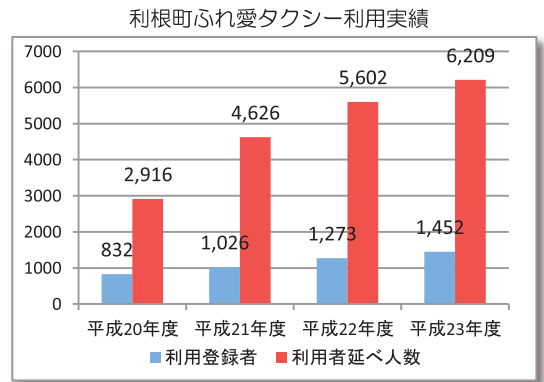
(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策	主な取組内容
3 道路の維持管理	誰もが安全かつ快適に利用できて親しみのある道路を整備します。 ① 道路維持管理の強化
4 道路網の整備充実	利便性を確保した円滑な道路網の整備を進めます。 ① 町内幹線道路の整備 ② 広域幹線道路の整備促進
5 公共交通体系の整備充実	公共交通の利便性向上、町民の移動手段の確保に努めます。 ① 公共交通の利便性の向上 ② 公共交通サービスの確保

(3) 現状と課題

現状

- 町道の整備状況は、平成23年度末現在、道路改良率*50.69%、道路舗装率*67.97%と、県平均よりも高い水準となっていますが、老朽化による路面の損傷や、農地・水路と隣接し路肩の崩れている道路なども見られるため、定期的な巡視を行い早期発見・早期対応に努めています。
- 利根町の道路網は、南北に縦断する主要地方道千葉竜ヶ崎線と、東西に横断する主要地方道取手東線、県道立崎羽根野線を骨格として構成されています。
- 首都圏中央連絡自動車道と千葉県を結ぶ千葉茨城道路の一環として、主要地方道美浦栄線バイパスの若草大橋が開通し、新たな南北の道路軸として整備が進められています。
- JR成田線、JR常磐線沿線市町で協議会を構成し、沿線の活性化と利便性向上を目指し要望活動などの働きかけを行っています。
- 町内全域及び龍ヶ崎済生会病院、関東鉄道竜ヶ崎駅を運行範囲とし、自宅などから目的地までをドアtoドアで結ぶ、「利根町ふれ愛タクシー」が、平成20年4月から運行を開始し利用者が年々増加しています。
- 無料で利用できる福祉バス「福ちゃん号」が、町内の公共施設などを循環運行しているほか、小学校の送迎バスとしても利用されています。



町道の整備状況（平成24年3月31日現在）

	路線延長 (m)	改良済延長 (m)	舗装延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	路線数 (本)
幹線1級	34,136	19,989	34,038	58.56	99.71	14
幹線2級	12,938	4,192	12,358	32.40	95.52	15
小計	47,074	24,181	46,396	51.37	98.56	29
その他の路線	286,864	145,105	180,584	50.58	62.95	1,008
合計	333,938	169,286	226,980	50.69	67.97	1,037

課 題

- 老朽化により痛んだ道路や排水の悪い道路の管理補修など、誰もが安心して利用できる道路環境づくりを計画的に進める必要があります。
- 主要地方道へのアクセス道路の整備と、栄橋の混雑緩和のための施策が必要となります。
- 利根町から利用できる公共交通網は、JR成田線布佐駅とJR常磐線取手駅、藤代駅、また民間路線バスなどがありますが、どの路線も駅・バス停までの距離が遠い、ダイヤ本数が少ない、運賃が高いなど、すべての町民が便利に利用できる状況ではありません。町民アンケートでは、交通インフラに対する満足度が極端に低くなっています。
- 福祉バスの利用者が年々減少しているため、更なる周知に努めるとともに、町民ニーズを的確に捉えた運行方法の見直しの検討が必要となっています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
3	お住まいの周りの生活道路の整備について「満足・どちらかといえば満足」と答えた人の割合*	21.8 %	25.0 %
4	町外と連絡する幹線道路の整備について「満足・どちらかといえば満足」と答えた人の割合*	13.3 %	15.0 %
5	利根町ふれ愛タクシー一般利用者数(年間)	6,209 人	7,000 人

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- ごみなどを捨てず、道路の環境美化に努めます。
- 道路の破損など危険箇所を見つけたら、すみやかに役場へ連絡します。
- 地域で協力し合い、身近な道路の維持管理に協力します。
- ふれ愛タクシーや福祉バスなど公共交通を積極的に利用します。

行政の役割

- 歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう、道路の維持管理や補修を行います。
- 通行の安全性と利便性を確保するため、道路の破損箇所の早期発見と補修に努めます。
- 高齢者や障がい者、子どもなど、誰でも安全かつ快適に利用できる、地域に愛される道路環境の整備を計画的に進めます。
- 老朽化した町道の維持補修、改修整備を計画的に進めます。
- 町全体の円滑な交通や、良好な市街地形成のため、必要度の高い路線から整備を進めます。
- 広域幹線道路の整備促進に向け、関係機関へ継続的な働きかけを実施していきます。
- JR成田線、JR常磐線沿線市町との連携を図りながら鉄道交通体系の活性化に努めます。
- 町民の移動の円滑化を図るため、近隣市町との広域的な公共交通体系の確立を目指します。
- 一人でも多くの交通弱者*の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシーや福祉バスの利便性向上に努めます。

★用語解説★

*道路改良率……道路の整備状況を表す指標で、改良済道路の延長の全道路延長に対する比率

*道路舗装率……道路の整備状況を表す指標で、舗装済道路の延長の全道路延長に対する比率

*交通弱者……自動車中心社会において、移動を制約される人。その中心は、運転免許を持たない(持てない)か、自家用車を持たない(持てない)高齢者、子供、障がい者、低所得者など

基本施策 3

上下水道の整備

(1) 基本施策の目指す姿

安全な水道水の供給と、健全な下水道の整備により、快適な生活環境が守られます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

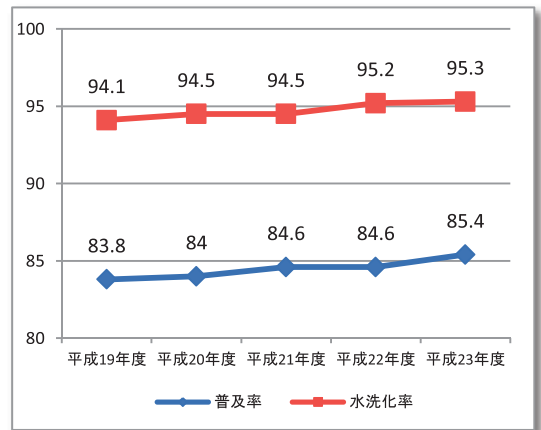
施策		主な取組内容
6	水道水の供給	安全で安心な水道水の供給が図られます。 ① 水道水の安定供給 ② 水質の維持管理 ③ 水道施設の整備
7	下水道の整備	下水道整備を推進し、快適な生活環境の実現に努めます。 ① 公共下水道施設の整備 ② 公共下水道施設の維持管理 ③ 高度処理型浄化槽の整備促進

(3) 現状と課題

現状

- 町の水道事業は、平成24年4月に茨城県南水道企業団（県南水道）に加入したため、現在、水道水の供給や維持管理はすべて県南水道が行っています。
- 衛生的で快適な町民生活の向上を目指して、昭和50年度から下水道事業に取り組み、利根町公共下水道基本計画に基づいて、着実な整備拡充を行っています。
- 平成24年3月現在、公共下水道普及率は85%を超え、水洗化率についても95%以上と、県内屈指の高い整備水準となっています。
- 今後、整備後30年を経過する公共下水道施設が増加するため、計画的な維持補修が必要となっています。
- 河川の水質汚濁防止のため、導入費用を一部助成し下水道未整備地区への高度処理型浄化槽導入を推進しています。
- 住民アンケートの結果39.0%の人が、町の上水道整備について「満足している」と回答しています。また、下水道の整備については、35.6%の人が「満足している」と回答しています。

利根町内の公共下水道普及状況（%）



課題

- 上水道未加入者への加入促進を継続的に行う必要があります。
- 水道水の水源となる河川の水質浄化に努める必要があります。
- 公共下水道の全域整備を目標としていますが、整備の遅れている地域や点在地については、合併処理浄化槽で対応するなど、住民の理解を得ながら整備を進める必要があります。
- 公共下水道管路施設などの老朽化状況調査を実施し、早期の長寿命化計画の策定及び改修計画の検討を行っていく必要があります。
- 下水道未整備地区への高度処理型浄化槽導入の推進が必要です。

序論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
7	町内における下水道の普及率	85.4 %	86.7 %

(5) 役割分担

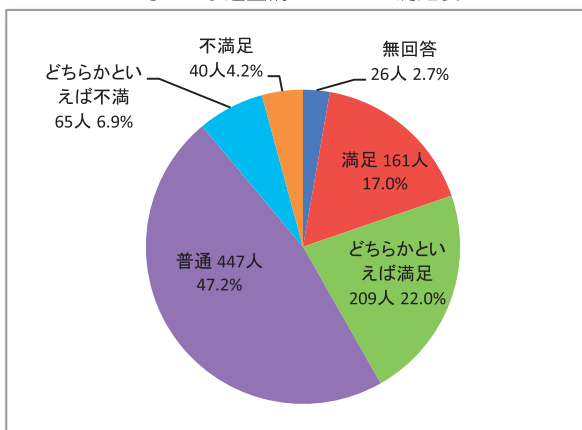
町民の協力・役割

- トイレにトイレットペーパー以外のものは流さない。排水にごみや油を流さないなど、家庭でできる水質の保全に努めます。
- 河川などの水質保全のため浄化槽の維持管理に努めます。

行政の役割

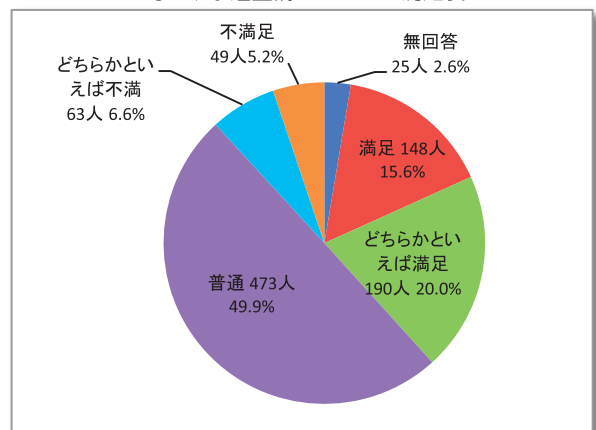
- 安全で安定した水道水を供給するため、県南水道との連絡調整に努めます。
- 自然環境を保護するため下水道整備を行います。
- 下水道施設の点検および汚水管渠の清掃を計画的に実施します。
- 公共下水道施設の長寿命化計画を策定し、管路施設などの改修について検討を行います。

町の上水道整備についての満足度



資料：4基本計画策定に伴う住民アンケート

町の下水道整備についての満足度



資料：4基本計画策定に伴う住民アンケート



県南水道企業団との連携により安全で安定した水道水を供給しています。

基本施策 4

街並み・景観の向上

(1) 基本施策の目指す姿

緑ゆたかで快適な生活環境が守られた、魅力ある街並みが形成されます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
8	景観形成の推進	周辺の生活環境との調和を図り、良好な景観形成に努めます。 ① 住景観形成の充実 ② 空き家を活用した定住促進
9	公園・緑地の維持管理と景観の保全	公園・緑地の維持管理と景観の保全に努めます。 ① 公園・緑地の維持管理 ② 親水空間と緑地の保全

(3) 現状と課題

現状

- 利根ニュータウン・利根フレッシュタウン・もえぎ野台・四季の丘の住宅地において、住景観形成を充実させるため、建築協定を設定しています。
- 空き家の増加が全国的な問題となっており、適正な空き家管理に関する条例が制定されるなど、対策に取り組む自治体が増加しています。利根町においても、空き家調査の結果、町内の空き家は、平成22年度が191軒、平成24年度は242軒が確認されており、今後も増加することが予想されています。
- 空き家の所有者から賃貸又は売却物件の情報提供を受け、町がその情報をホームページなどで公表する「空き家バンク制度」を推進し、制度を利用し転入した方へ、リフォーム工事費用の助成*や子育て活用促進奨励金*などの支援を行っています。
- 公園や緑地は、町民の憩いの場であるとともに、災害時の避難場所として利用されるほか、都市景観を向上させるなど、安全で快適な町民生活を支える重要な役割を担っています。
- 町内に31ヶ所ある公園施設の点検・修繕や樹木の剪定などを定期的に行っています。
- 利根川堤防沿いに、オーナー制度を利用した桜並木（桜づつみ*）の整備を行い緑地の保全に努めています。

公園種別	箇所数	面積 (ha)
街区公園	26	5.96
近隣公園	1	1.5
地区公園	1	10.37
運動公園	1	1.98
都市緑地	2	0.72
合計	31	20.53

平成24年3月31日現在

課題

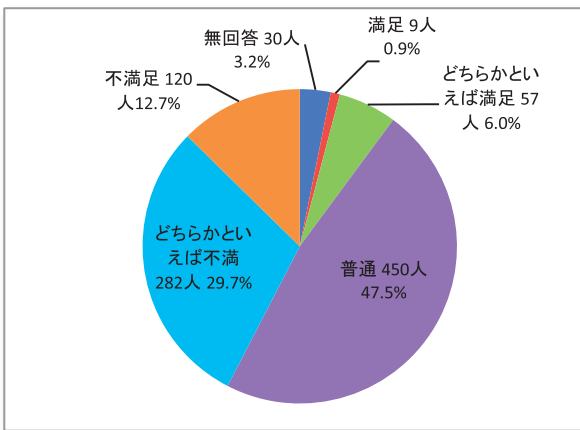
- 良好な住環境と景観形成の保全を図るため、景観を乱す恐れのある建築物などに対する監視や指導に努める必要があります。
- 公園の清掃や除草などに町民が積極的に参加できる体制をつくる必要があります。
- 増加する空き家の有効活用を図るため、空き家バンク制度を推進し住環境悪化の抑制に努める必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
8	町内における個性と魅力ある街並みや景観づくりについて「満足・どちらかといえば満足」と答えた人の割合*	6.9 %	8.0 %
9	町内における公園・子どもの遊び場について「満足・どちらかといえば満足」と答えた人の割合*	13.0 %	15.0 %

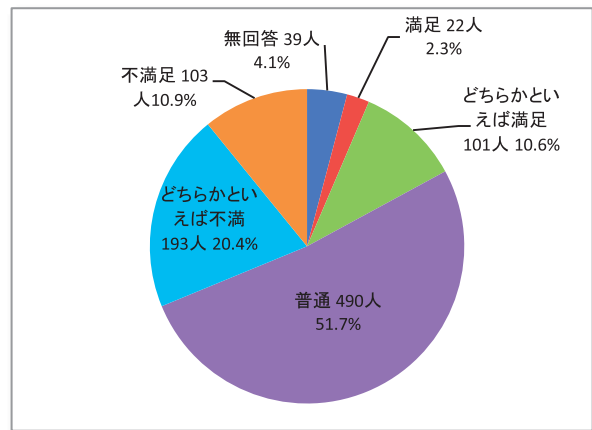
※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

個性と魅力ある街並みや景観について



資料：4基本計画策定に伴う住民アンケート

公園・子どもの遊び場について



資料：4基本計画策定に伴う住民アンケート

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 美しい街並み、良好な景観づくりに努めます。
- 公園の清掃などに参加し、良好な環境づくりに努めます。

行政の役割

- 良好な景観づくりへの気運が、町民から幅広く盛り上がるような啓発に努めます。
- 建築物のデザインや配置が、周辺環境と調和が図れるよう、建築協定を活用し、適切な指導に努めます。
- 公園の維持管理について、地域住民と連携した管理体制の充実を図ります。
- 遊具など、公園施設の点検を定期的に行い、危険箇所を早急に改善するなど安全管理に努めます。
- 全ての人が安全で快適に利用できるよう、公園利用のルールやマナーについて啓発します。
- 水と緑の豊かな自然環境の保全に努めます。



オーナー制度を利用した桜並木（桜づつみ）の手入れ風景

★用語解説★

- * 空き家リフォーム工事助成金……空き家所有者又は空き家バンクを利用して町外から転入した世帯がリフォーム工事を行った場合、リフォーム工事費用の2分の1（上限30万円）を助成する
- * 子育て活用促進奨励金……空き家バンクを利用して中学生以下の子どもがいる世帯が町外から転入した場合、引っ越し費用や仲介手数料の一部として20万円を助成する
- * 桜づつみ……利根川栄橋上流の堤防沿いに、合計183本の桜の木が、全長840mに渡って整備されており、公募によりオーナーとなった町民が一定期間、桜の木の維持管理を行っている

基本施策 5 良好な環境の保全と創出

(1) 基本施策の目指す姿

環境にやさしいまちになります。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

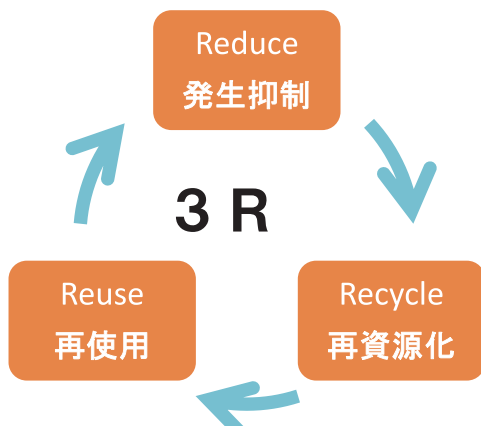
施策	主な取組内容
10 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策を推進し環境にやさしい社会の形成に努めます。 ① 温室効果ガス*排出抑制の推進 ② 再生可能エネルギーの活用
11 循環型社会の形成	3R*の取組みを推進し循環型社会の形成に努めます。 ① ごみの排出抑制（Reduce：リデュース）の推進 ② ごみの再使用（Reuse：リユース）の推進 ③ 資源の再生利用（Recycle：リサイクル）の推進
12 環境保全の推進	公害の未然防止や相談体制の充実と環境美化に努めます。 ① 公害の未然防止 ② 公害相談体制の充実 ③ 環境美化運動の推進
13 町営霊園の維持管理	町営霊園の適正な維持管理に努めます。 ① 町営霊園の適正な維持管理

(3) 現状と課題

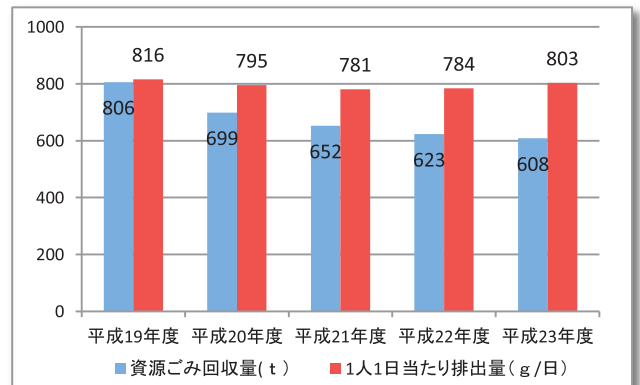
現状

- 利根町温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、電気やコピー用紙の使用量削減など、温室効果ガス排出抑制のための取組みを全庁的に実施しています。
- 町内すべての小学校と役場庁舎の屋上に太陽光パネルを設置し、公共施設の電力使用量の削減に努めています。また、町有地へメガソーラー事業者を誘致し、新エネルギーの活用に積極的に取り組んでいます。
- 生ごみ処理機購入費用の一部助成による家庭ごみの減量化をはじめとする、3Rの取組みを積極的に推奨し、循環型社会の形成を推進しています。
- 全町民を参加対象としたクリーン作戦の実施や、広報紙、ホームページなどを通じて、環境美化意識の向上に努めています。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故での放射性物質による環境汚染については、平成24年5月に策定した「利根町除染実施計画」に基づき計画的に除染作業を実施しています。

循環型社会における3Rの取組み



資源ごみ回収量および1人1日当たりのごみ排出量



課 題

- ごみ排出量が年々増加している一方、缶・ペットボトル・紙類など再資源化が可能な資源ごみの回収量は減少していることから、ごみ再資源化の更なる推進を図り、循環型社会の実現に向けた体制づくりが必要となっています。
- 町営霊園は、全1,199区画のうちほとんど空きがない状況が続いており、空き区画への募集については、適正な周知と公平な募集方法を検討する必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
10	公共施設の温室効果ガス排出量 (年間)	1,237 t	1,187 t
11	ごみ排出量 (1日1人当たり)	803 g	770 g
12	クリーン作戦の参加人数	2,798 人	3,000 人
13	町営霊園の管理料徴収率	100.0 %	100.0 %

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 「ごみになりにくいもの、長く使えるものを買う」「リターナブル容器を選んで使う」「資源ごみをきちんと分別してリサイクルしやすくする」など、3Rの取組みを積極的に実施します。
- エコバッグの使用や節電、アイドリングストップなど、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素の排出量を減らすことに努めます。
- クリーン作戦など、町の美化活動へ積極的に参加します。

行政の役割

- 温室効果ガス排出抑制実行計画により温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策を推進します。
- 生ごみ処理機購入費用の一部助成や資源のリサイクル化などにより、ごみの減量化を推進します。
- ごみの出し方や分別方法の周知徹底に努めます。
- 公害の未然防止と相談体制の充実に努めます。
- 「広報とね」や町ホームページ、看板などを通じて美化意識の高揚を図ります。
- 放射性物質の除染作業については、常にその有効性などを検証し、効果的・効率的方法を見極めながら実施していきます。

★関連計画★

- ◇利根町除染実施計画（第1版）……福島第一原子力発電所事故を原因として発生した放射線物質による環境汚染について、主な生活空間の平均的な空間線量率を、毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを最終的な除染目標とした計画
- ◇温室効果ガス排出抑制実行計画……地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めたもの

★用語解説★

- *温室効果ガス……地球温暖化をもたらすガス。地球の大気に含まれている二酸化炭素・メタン・オゾンなどの気体の総称。これらの気体は、赤外線を吸収し、再放射する性質を有するため、太陽に暖められた地球表面から放射される赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され地球に戻ってくるため、地球温暖化を引き起こす要因となっている
- *3R（スリーアール）……循環型社会の形成に必要とされる「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」の3つの取組みを合わせたもの。リデュースは「ごみの排出抑制」、リユースは「資源の再使用」、リサイクルは「資源ごみの再生利用」

基本施策 6

災害に強いまちづくり

(1) 基本施策の目指す姿

防災体制の充実により、町民が安心した生活を送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策	主な取組内容
14 防災体制の充実	防災体制の確立を図り、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。 ① 地域防災計画の見直し ② 災害情報伝達の確立 ③ 消防団の組織機能の維持向上 ④ 救急高度化の推進
15 防災施設の整備充実	災害時の被害軽減と町民の安全確保に努めます。 ① 避難場所の確保 ② 防災設備の整備・充実 ③ 消防水利の整備拡充

(3) 現状と課題

現状

- 平成10年度に策定された利根町地域防災計画により、災害予防・応急対策・復旧復興対策・対応措置などの総合的な防災体制の整備方針を定め災害に備えています。
- 役場を基地局とした防災行政無線により、情報収集や伝達を行い、災害発生時の対応及び、住民への円滑な避難誘導や情報提供が行える体制を整えています。
- 利根町消防団は、15個分団・機能別消防団員及び女性消防団員で組織され、平成24年4月1日現在197人の団員が所属しており、火災・災害に対する活動及び防火意識の高揚を図る啓発活動を行っています。
- 稲敷地方広域市町村圏事務組合で進める救急高度化推進計画に基づき、高規格救急自動車などを配備しています。
- 災害発生時、生命に危険がおよぶような場合に、安全な場所に避難して身を守るため、町内15ヶ所の避難所を指定しています。
- 災害時に災害対策本部の機能が停滞しないよう、燃料を使用する発電機に加え、再生可能エネルギーを活用する太陽光パネル及び蓄電池を役場庁舎に設置しています。

東日本大震災における利根町での被害状況及びその対応

概要	地震発生日時	平成23年3月11日 午後2時46分頃
	地震の名称	平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震
	地震の規模	マグニチュード9.0 最大震度7（宮城県栗原市）
	津波の発生	地震発生後東日本沿岸部を巨大津波が襲う
被害	震度	震度5弱
	ライフライン	町内全域停電・断水
	家屋損害	全壊22棟 大規模半壊31棟 半壊68棟 一部破損3,089棟
初動	災害対策本部を役場に設置	
	避難所開設（旧利根中学校（現：日本ウェルネススポーツ大学）体育館）	
	給水車による給水及び利根中学校、旧布川小学校（現、日本ウェルネススポーツ大学）での飲料水兼用耐震性貯水槽からの給水実施 老人世帯、福祉施設などへのペットボトルの配布、民生委員・児童委員による一人暮らし世帯への水供給及び安否確認	

課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の対応体制強化と住民の避難場所の確保・運営、また、被災者への対応などを検証し、自主防災組織の在り方を含め、現行の地域防災計画を見直し、実効性のある計画とすることが急務です。
- 災害警報発令時や、災害発生時における防災行政無線、その他メールなどの情報伝達手段を活用し、確実かつ迅速な情報の伝達が求められています。
- 少子高齢化・サラリーマン世帯の増加などにより、消防団員数が減少し、分団の維持及び屋間の災害への対応が課題となっています。
- 携帯電話やIP電話などの普及により、瞬時に災害発生地点を特定できない通報が増加傾向にあることから、救急業務において瞬時的確な判断が行なえるよう、高度な最新システムを導入する必要があります。
- 民間施設を災害時の避難場所として使用するための協定の締結や、要援護者などに対する避難場所の確保を進めていく必要があります。
- 避難所の設備充実を図るため、既に小学校に設置している太陽光パネルに加え、蓄電池の整備を検討する必要があります。
- 消防水利は、今後も防火水槽、消火栓などの計画的な整備を進めていく必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
14	利根町地域防災計画の策定（見直し）	平成10年度 策定	平成25年度 見直し完了
15	消火栓設置数	261 ヶ所	271 ヶ所

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 各地区にある自主防災組織の運営方法や町防災計画における位置づけを確認し、地域における防災意識の高揚と知識の普及啓発を行っていきます。
- 各地区において、消防団の維持及び団員の確保に努めるほか、機能別消防団員の確保に努めます。
- 町からの避難指示などが出された場合は、すみやかに避難行動がとれるよう普段から心がけ、事前に避難場所を確認しておくとともに複数の避難経路を確認しておきます。

行政の役割

- 避難所の設備の充実を図り、これらの維持管理に努めるほか、各種災害に対応するため、防災ステーションの整備を検討していきます。
- 災害時の初動対応を確実なものとするため、各種災害を想定した町職員による防災訓練を実施していきます。
- 自主防災組織や、個人・各団体などに広報や啓発を行い、防災知識の普及に努めます。
- 災害警報発令時や災害発生時には、住民に対し瞬時的確な情報を伝達できるよう、防災行政無線のほか、携帯電話を活用したメールなどでの伝達手段を構築します。
- 地域の消防能力を維持するため、消防団員の確保に努めつつ、計画的な施設整備を行い、消防機能改善及び機能の向上に努めます。
- 消防指令無線のデジタル化を図るとともに、管内災害情報を一元管理し、大規模災害などに迅速かつ柔軟に対応できるよう高度な指令システムの構築を進めます。
- 災害時の対応体制強化と住民の避難場所の確保・運営、被災者への対応などを検討するとともに、自主防災組織の在り方を含め、現行の地域防災計画を見直し、実効性のある計画の策定を進めます。

★関連計画★

◇利根町地域防災計画……利根町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び町民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画

基本施策 7

交通安全・防犯体制の充実

(1) 基本施策の目指す姿

交通事故や犯罪件数が減少し、町民が安全な生活を送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

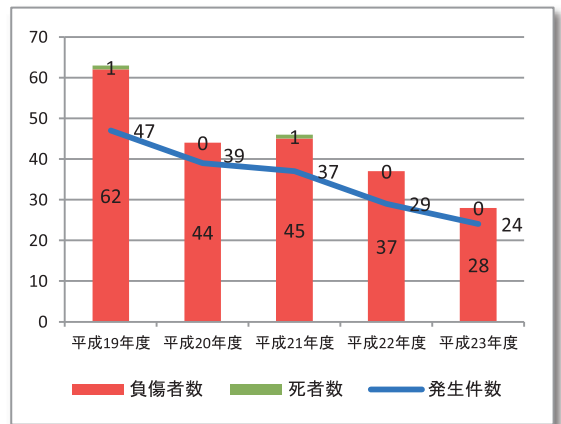
施策	主な取組内容
16 交通安全意識の高揚	交通ルールの遵守やモラルの向上を目指します。 ① 交通安全意識の啓発と危険箇所の点検 ② 交通安全関係団体の育成 ③ 高齢者や子どもの交通安全対策
17 防犯の充実	町民ぐるみの防犯活動や犯罪の抑止に努めます。 ① 防犯活動の展開 ② 防犯灯の整備推進 ③ 消費生活相談の充実

(3) 現状と課題

現状

- 通学路及び周辺での危険箇所を把握し、その改善に努めています。
- 交通安全に対する意識の向上を図るため、警察署、関係機関と連携した街頭キャンペーンや交通安全教室を実施しています。
- 交通安全意識の啓発のため、高齢者や子どもを対象に交通安全教室を開催しています。
- 犯罪を防止するため、防犯灯設置や関係団体による防犯パトロール、防犯キャンペーンなどを行っています。
- 町内における交通事故発生件数は年々減少しています。
- 町のすべての防犯灯を蛍光灯からLED防犯灯に交換し、生活路の明るさと安全性の確保、また、犯罪防止の向上に努めています。
- 訪問販売商品などの契約に関することや、有料情報サイトの架空請求、多重債務などの消費者トラブルで問題を抱えた町民からの相談を受けるため、消費生活相談員による相談窓口を開設しています。

町内における交通事故発生状況

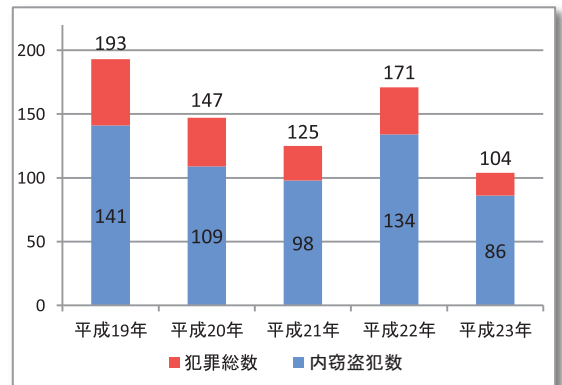


資料：取手警察署

課題

- 児童生徒の通学路などにおいて、道路や交通事情の変化に伴う新たな危険箇所の把握が必要です。
- 町民の交通安全意識の向上のため、警察署、関係機関などと連携した交通安全運動の強化が求められます。
- 子供や障害者、一人暮らしの高齢者を狙った犯罪が後を絶たず、大きな社会問題となっており、町民一人ひとりの防犯に関する意識の向上が必要となっています。
- 高齢化の進展に伴い、今後、高齢者の消費者トラブルも増加すると予想されるため、高齢者が被害にあわないための予防啓発の強化が必要となっています。

町内における犯罪発生件数（単位：件）



資料：取手警察署

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
16	町内における交通事故の発生件数(年間)	24 件	16 件以下
17	町内における犯罪の発生件数(年間)	104 件	80 件以下

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 交通事故の当事者にならないため、日頃から交通ルールとマナーを守ります。
- 防犯パトロールやキャンペーンなどの活動に積極的に協力します。
- 防犯意識を持ち、戸締りの確認や自動車に貴重品を置かないなど、犯罪にあわないよう努めます。
- 悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、被害を未然に防ぐための知識や心構えを身につけます。

行政の役割

- 日頃からのパトロールや交通事故の発生状況から危険箇所を把握し、その改善に努めます。
- 警察署・関係機関との連携を図り、交通安全知識の普及・啓発に努めます。
- 交通安全関係団体の活動促進とリーダーの育成に努めます。
- 高齢者や子どもが、交通事故にあわないための交通安全対策に取り組みます。
- 警察署・防犯活動団体・学校などとの連携を図り、町ぐるみの防犯活動の展開に努めます。
- 犯罪及び事故防止のため、必要に応じ、防犯灯の整備を行います。
- 消費生活相談窓口の充実を図り消費者トラブルの防止に努めます。



警察署・利根町交通指導隊などによる交通安全キャンペーン



取手地区交通安全協会・利根町交通指導隊による小学生を対象にした交通安全教室

基本方針2

安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

《重点施策》

- 子育て環境の充実
- 高齢者を支える体制の充実
- 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営

基本方針2 安心して暮らせる人にやさしいまちづくり 主な取組内容一覧

基本施策	施策	主な取組内容
1 健康づくりの推進 (P32～33)	1 健康づくりの支援	① 健康づくり啓発の推進 ② 食育の推進 ③ こころの健康づくりの推進
	2 母子保健の充実	① 妊婦・乳幼児の健診相談の推進 ② 親子療育指導・相談の推進
	3 保健予防対策の充実	① 健康診査受診の勧奨 ② 感染症予防体制の充実 ③ 生活習慣病予防対策の充実
	4 医療体制の充実	① 地域医療体制の充実 ② 救急医療体制の充実
2 福祉施策の推進 (P34～35)	5 地域福祉の充実	① 福祉を支える人材の育成 ② 社会福祉関係団体の育成
	6 子育て環境の充実	① 地域における子育て支援 ② 児童虐待の早期発見・早期対応 ③ 保育サービスの充実 ④ 子育て家庭への経済的支援
	7 高齢者を支える体制の充実	① 高齢者の社会参加機会の拡大 ② 高齢者世帯の在宅生活支援 ③ 介護予防および認知症対策の推進 ④ 地域包括支援センターの充実
	8 障がい者を支える体制の充実	① 障がい者への相談体制の充実 ② 障がい者の日常生活支援 ③ 障がい者の社会参加支援
	9 生活困窮者への支援	① 生活困窮者の相談体制の充実 ② 生活保護の実施と自立支援
3 社会保障制度の充実 (P36～37)	10 国民健康保険制度の健全な運営	① 国民健康保険税収納率の向上 ② 医療費の適正化 ③ 保健事業の充実
	11 後期高齢者医療制度の適正な運営	① 後期高齢者医療保険制度の周知 ② 後期高齢者医療保険料収納率の向上 ③ 後期高齢者健康診査の推進
	12 介護保険制度の健全な運営	① 介護保険制度の周知 ② 介護サービスの充実 ③ 介護サービスの適正化
	13 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営	① 医療福祉費支給制度の周知 ② 医療福祉費支給制度の円滑な運営
	14 国民年金制度の適正な運営	① 国民年金制度の周知 ② 国民年金相談業務の充実

序
論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

基本施策 1

健康づくりの推進

(1) 基本施策の目指す姿

すべての町民が、心身ともに健やかでいきいきとした生活が送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
1	健康づくりの支援	すべての町民が、健やかに暮らせるよう健康づくりを支援します。 ① 健康づくり啓発の推進 ② 食育の推進 ③ こころの健康づくりの推進
2	母子保健の充実	すべての親子が安心して、健やかに過ごせるように支援します。 ① 妊婦・乳幼児の健診相談の推進 ② 親子療育指導・相談の推進
3	保健予防対策の充実	町民の健康的な生活習慣づくりの提唱と疾病予防の推進に努めます。 ① 健康診査受診の勧奨 ② 感染症予防体制の充実 ③ 生活習慣病予防対策の充実
4	医療体制の充実	町民が安心して生活できる医療体制の充実に努めます。 ① 地域医療体制の充実 ② 救急医療体制の充実

(3) 現状と課題

現 状

- 一人ひとりが食に関する正しい知識とその重要性をよく理解し、日頃の食事や栄養に気をつけることができるよう、食生活改善推進員が中心となり食育の普及促進を実施しています。
- 乳幼児健康診査は、平成23年度96.9%と県内でも高い受診率となっています。
- 乳幼児健康診査の結果、心身の発育・発達の遅れや心配のある幼児について、心理判定員による相談受付など経過のフォローを行っています。
- 生活習慣病予防を目的として、特定健康診査*、特定保健指導*を実施しています。
- がんの早期発見・早期治療を目的とし各種がん検診を行っていますが、近年は、特に若い世代への受診勧奨にも力を入れており、受診率が年々向上しています。
- 新型インフルエンザなどの感染症に対する水際対策や、感染症発生時の初動対応などについて、新型インフルエンザ対策行動計画に基づいた体制づくりをしています。
- 町内にある医院や歯科医院をはじめ、周辺市町の医療機関と連携しています。また、広域的な連携による救急医療体制づくりに努めています。



食生活改善推進員による栄養指導

課 題

- 食育の推進活動の中心である食生活改善推進員が減少しているため、新たな推進員の養成が必要となっています。
- 核家族化・少子化などの進行により、家庭内や地域で子どもとふれあう機会が少なくなり、子育てについての経験や知識、技術が不足し、子育てに対する不安を抱える方が増えているため、乳幼児健康診査や保健相談の重要性が高まっています。
- 発達に心配のある幼児が、近年増加傾向にあるため、幼稚園・保育園・小学校など関係機関との連携を図り、個々の状況に応じた支援が必要となっています。
- メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施していますが、まだまだ受診率が低いため、受診率向上に向けた取り組みが必要となっています。
- 定期予防接種*の接種率向上を目指し、対象者が期間内にもれなく接種されるよう周知に努めることが必要です。
- がん検診について、その必要性や重要性は広く認知され、受診率も増加してきているため、今後も、定期的な受診に結び付けていくよう、更なる周知が必要です。
- 高齢化の進展や、疾病構造の変化に伴う医療ニーズに適切に応えられる医療体制づくりが必要となっています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
1	食生活改善推進員の人数	22 人	27 人
2	乳幼児健診の受診率	96.9 %	100.0 %
3	特定保健指導の実施率	38.2 %	45.0 %
4	日常的な初期医療や専門的な医療施設体制について「満足・どちらかといえば満足」と答えた町民の割合*	9.0 %	20.0 %

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 日頃から健康に対する意識を持ち、正しい食生活と生活習慣に心がけます。
- 育児不安を解消するために、乳幼児健診や育児相談などの子育て支援の場に積極的に参加します。
- 定期的に検診や予防接種を受け、病気にならないための健康管理に心がけます。
- いざという時、速やかに受診できるよう、かかりつけ医や地域の医療機関について家族などとよく確認をします。

行政の役割

- 新たな食生活改善推進員の確保と養成を行い、地域に根付いた食育活動の充実に努めます。
- 育児に関する不安や悩みが軽減できるように、健診や育児相談事業の充実に努めます。
- 各種検診の機会と場の提供を行い、更なる周知と受診率の向上に努めます。
- がんに関する知識や、がん検診の重要性について普及・啓発を行い、疾病予防や早期発見・早期治療に努めます。
- 誰もが安心して診療を受けられる診療所の運営に努めるとともに、地域の医療機関とのネットワークを強化し救急医療体制の充実に努めます。

★関連計画★

- ◇健康づくりとね21第2期計画……計画期間：平成22年度～26年度
- ◇特定健診・特定保健指導計画……計画期間：平成25年度～29年度
- ◇茨城県保健医療計画……計画期間：平成20年度～24年度
- ◇新型インフルエンザ対策行動計画……平成20年度策定、平成24年度改定

★用語解説★

- * 特定健康診査……糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防を目的に40歳～70歳の健康保険組合、国民健康保険などの被保険者・被扶養者を対象に平成20年4月から実施している健康診査
- * 特定保健指導……特定健康診査結果から、生活習慣病発生リスクが高い者に対して実施する、生活習慣を見直すための様々なアドバイスなどのサポートを行うこと
- * 定期予防接種……予防接種法によって、対象疾病、対象者及び接種期間が決められている予防接種。BCG、ポリオ、日本脳炎、麻しん・風しんなどの接種

基本施策 2

福祉施策の推進

(1) 基本施策の目指す姿

すべての町民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
5	地域福祉の充実	地域福祉を支える人や団体を支援し、福祉の体制づくりを目指します。 ① 福祉を支える人材の育成 ② 社会福祉関係団体の育成
6	子育て環境の充実	安心して子どもを産み育てる環境づくりを目指します。 ① 地域における子育て支援 ② 児童虐待の早期発見・早期対応 ③ 保育サービスの充実 ④ 子育て家庭への経済的支援
7	高齢者を支える体制の充実	高齢者がいきいきと生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。 ① 高齢者の社会参加機会の拡大 ② 高齢者世帯の在宅生活支援 ③ 介護予防および認知症対策の推進 ④ 地域包括支援センター*の充実
8	障がい者を支える体制の充実	障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。 ① 障がい者への相談体制の充実 ② 障がい者への日常生活支援 ③ 障がい者の社会参加支援
9	生活困窮者への支援	適正な保護を実施し、生活困窮者の自立を支援します。 ① 生活困窮者の相談体制の充実 ② 生活保護の実施と自立支援

(3) 現状と課題

現 状

- 住民ボランティア主体で実施している、ふれあいサロンやフリフリグッパ―体操・シルバーリハビリ体操などの、介護予防活動が活発に行われています。
- 町内すべての小学校において、空き教室を利用した児童クラブを開設し、日中留守となる家庭の児童を対象に、遊びを主体とした生活の場を提供しています。
- 平成23年度末の保育所入所児童数は、3か所ある保育園で延べ223人、待機児童は0人でしたが、共働き世帯の増加により保育ニーズは年々高まっており、0歳児、1歳児の保育所入所の希望が増加しています。
- 平成22年4月1日以降に生まれた第2子に50万円、第3子以降に100万円を分割で15歳まで支給する「子育て応援手当支給事業」を、町の単独事業として実施するなど、子育てしやすい環境づくりを進めています。
- 平成23年度末現在、20団体が活動している単位老人クラブへの活動費を助成し、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを支援しています。
- 緊急時に救急隊員が適切かつ迅速な対応を行えるよう、緊急連絡先や医療情報などを専用容器に入れ冷蔵庫で保管する「救急医療情報キット」を一人暮らしの高齢者や健康上不安がある方などに配布するとともに、民生委員・児童委員による見守り活動を実施しています。
- さまざまな介護予防・認知症予防事業を実施し、いつまでも自立した生活が送れるよう、運動・口腔・栄養・認知機能など生活機能の改善を支援しています。

- 地域包括支援センターでは、高齢者の生活・介護・認知症ケア・予防などの総合相談を実施しています。
- 障がいのある人も、障がいのない人と同等に、家庭や地域社会の中で安心して生活できるよう、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害者福祉サービスの充実とともに、町民の意識啓発を図っています。
- 生活保護受給世帯が年々増加している傾向にあります。

課題

- 児童クラブの活動は、各小学校の空き教室を利用していますが、十分なスペースの確保が難しくなりつつあります。また、対象児童は、原則小学校3年生までですが、4年生以上の児童からのニーズも高まっており、受入れ体制の拡充を検討する必要があります。
- 0歳児、1歳児の保育ニーズが高まっているため、受入れ体制の拡充を図る必要があります。
- これから増え続けると予想される一人暮らし高齢者を、地域社会全体で支える体制づくりが必要となります。
- 介護予防の重要性について今後さらに普及啓発を推進し、介護予防事業への参加者を増やすなど、自発的な取り組みの促進が必要です。
- 障がい者が、地域社会で安心して暮らせる体制づくりが必要です。
- 生活保護の実態把握に努め、保護受給者に対し自立を促進する必要があります。

(4) 施策の指標

	施策の指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
5	ふれあいサロンやフリフリグッパ体操・シルバーリハビリ体操などボランティアの人数	342 人	380 人
6	町の子育て支援対策（保育サービス・学童保育など）について「満足・どちらかといえば満足」と答えた町民の割合*	6.5 %	30.0 %
7	75歳以上の自立高齢者の割合（要支援・要介護認定を受けていない方）	75.1 %	78.0 %

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで見守ります。
- 高齢者本人が、住みなれた地域で生きがいを持って暮らせるよう積極的な社会参加に努めます。
- 町民一人ひとりが、障がい者に対する理解を深め、障がい者福祉活動に参加するよう努めます。

行政の役割

- 福祉を支える人材の育成とその活動を支援します。
- 保護者と児童が安心して日常生活を送れるよう、放課後における児童の安全な居場所づくりに努めます。
- 保護者の子育てに関する不安の解消や、経済的な負担の軽減に努めます。
- 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、介護予防および認知症対策事業の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 障がい者に対する町民の理解や認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。
- 要保護者の実態把握に努め、適正な生活保護制度の執行と、自立促進を図ります。

★関連計画★

◇第5期利根町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画……計画期間：平成24年度～26年度

◇第3期障害福祉計画……生涯福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、それを確保するための方策を策定した計画（計画期間：平成24年度～26年度）

◇次世代育成支援対策地域行動計画……仕事と生活の調和の実現や、就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みや新たな方向性を踏まえ策定された計画（計画期間：平成22年度～26年度）

★用語解説★

*地域包括支援センター……地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年4月に設置。（現在、利根町には町直営で1ヶ所設置）

*ノーマライゼーション……高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方

基本施策 3

社会保障制度の充実

(1) 基本施策の目指す姿

社会保障制度の適正な運用により、安心した生活が送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
10	国民健康保険制度の健全な運営	国民健康保険制度の周知と安定的な運営に努めます。 ① 国民健康保険税収納率の向上 ② 医療費の適正化 ③ 保健事業の充実
11	後期高齢者医療制度の適正な運営	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営に努めます。 ① 後期高齢者医療保険制度の周知 ② 後期高齢者医療保険料収納率の向上 ③ 後期高齢者健康診査の推進
12	介護保険制度の健全な運営	介護保険制度の周知と安定的な運営に努めます。 ① 介護保険制度の周知 ② 介護サービスの充実 ③ 介護サービスの適正化
13	医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営	医療福祉費支給制度の周知と円滑な運営に努めます。 ① 医療福祉費支給制度の周知 ② 医療福祉費支給制度の円滑な運営
14	国民年金制度の適正な運営	年金事務所と連携し、年金制度の周知・啓発に努めます。 ① 国民年金制度の周知 ② 国民年金相談業務の充実

(3) 現状と課題

現状

- 国民健康保険は、退職者などの加入に伴い、被保険者数が増えるとともに、保険給付費も増大していますが、加入者の所得減収などにより国民健康保険税（現年度分）収入は、減収している状況です。
- 後期高齢者医療は、高齢化により被保険者数が増えるとともに、保険給付費も増大しているものの、保険料の改正が行われ、安定した運営が行われています。
- 平成23年度末現在、65歳以上の介護保険第1号被保険者は5,281人、そのうち要支援・要介護認定者は577人、認定率は10.93%となっており、今後さらに増加すると予想されています。
- 県の医療福祉費支給制度の対象にならない小学校1年生から中学校3年生までの就学児に対しても、所得制限なしで医療費の一部を助成しています。また、妊産婦についても、県助成制度では対象とならない妊産婦特有の疾病以外にも対象として、町の単独事業で医療費の一部を助成しています。
- 国民年金制度を取り巻く状況は、少子高齢化が進展している現在、とても厳しくなっています。

課 題

- 国民健康保険は、被保険者の健康の保持・増進を推進し、医療費の軽減を図っていくことに併せ、医療費の適正化や、収納率の向上など保険財政の健全化への取り組みが求められています。
- 後期高齢者医療は、今後も茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営が求められています。
- 超高齢化による要介護認定者の増加に伴い、適正な介護サービスの質と量の確保が必要です。また、給付費の増加は保険料の上昇に直結するため、居宅介護支援事業者や介護施設事業者と連携し、利用者に適切なサービスが提供されるよう、給付適正化を推進する必要があります。
- 医療福祉費支給制度は、対象者が必要としている医療を容易に受けることができるよう、円滑な運営が求められています。
- 国民年金は、制度の理解が深まるよう周知し、適切な窓口案内と的確な事務処理を行う必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
10	国民健康保険税収納率（現年度分）	92.55 %	92.98 %
11	後期高齢者医療保険料収納率（現年度分）	99.66 %	99.95 %
12	特別養護老人ホーム入所待機者数	28 名	25 名

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者は、制度を理解し、保険料（税）を納付します。
- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者および医療福祉費支給の該当者は、自らの健康に関心を持ち、定期的に健康診断を受診するなど、健康管理に心がけます。
- 介護サービスの適正な利用に努めます。

行政の役割

- 社会保障制度に対する町民の十分な理解が得られるように、制度の周知と円滑かつ適正な運営に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険について、適正な賦課と収納対策を行うとともに、適正な給付に努めます。
- 介護サービス事業者や関係機関との連携を図り、介護サービスの適正な質と量の確保に努めます。
- 医療福祉費支給制度は、引き続き円滑な運営に努めます。
- 国民年金は、年金事務所と協力連携のもとに、制度の周知と各種申請・届出の受付や相談業務の充実に努めます。

★関連計画★

◇第5期利根町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画……計画期間：平成24年度～26年度

基本方針3

豊かなところと創造性あふれるまちづくり

《重点施策》

- 男女共同参画社会の推進
- 義務教育環境の整備
- 生涯学習活動の推進

基本方針3 豊かなこころと創造性あふれるまちづくり 主な取組内容一覧

基本施策	施策	主な取組内容
1 人権の尊重 (P40~41)	1 人権尊重の充実	① 人権教育の推進 ② 人権啓発の推進
	2 男女共同参画社会の推進	① 男女共同参画基本計画に基づく施策の推進 ② 男女平等意識の啓発 ③ 相談窓口の設置及び推進体制の強化
2 学校を中心とした教育 (P42~43)	3 就園・就学支援の充実	① 就園支援の充実 ② 就学支援の充実
	4 義務教育環境の整備	① 教育施設・設備の充実 ② 適正な学校規模の維持
	5 義務教育内容の充実	① 確かな学力を身につけさせる教育の推進
		② 豊かなこころを育む教育の推進
		③ 健康や体力を育む教育の推進
		④ 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
		⑤ 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進
		⑥ 教職員の資質向上
6 学校給食の充実	① 給食内容の充実 ② 学校給食施設・設備の充実	
7 学校保健の充実	① 心身の健康管理対策の充実 ② 体力づくりの促進	
8 家庭・地域社会との連携強化	① 地域ぐるみで育てる体制づくり ② 学校安全対策の推進 ③ 地域に開かれた学校づくり ④ 青少年の健全育成	
3 生涯学習の推進 (P44~45)	9 生涯学習活動の推進	① 生涯学習意識の高揚 ② 自主的な生涯学習活動の支援
	10 生涯学習環境の整備充実	① 社会教育施設の整備充実 ② 生涯学習の機会と場の提供
4 文化・スポーツの振興 (P46~47)	11 文化活動の振興	① 文化活動の支援
		② 文化イベントの充実
		③ 文化施設の整備と利用促進
	12 歴史的財産の保全	① 文化財の保護
		② 伝統文化の保存・継承
13 生涯スポーツの推進	① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② スポーツ団体・指導者の育成 ③ スポーツ・レクリエーション施設の充実	

序
論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

基本施策 1

人権の尊重

(1) 基本施策の目指す姿

それぞれの人権が尊重され、差別のない明るい社会になります。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
1	人権尊重の充実	地域の実態を踏まえた人権教育、人権啓発を推進します。 ① 人権教育の推進 ② 人権啓発の推進
2	男女共同参画社会*の推進	男女が共に責任を分かち合い、平等な社会活動が行えるまちを目指します。 ① 男女共同参画基本計画に基づく施策の推進 ② 男女平等意識の啓発 ③ 相談窓口の設置及び推進体制の強化

(3) 現状と課題

現状

- 人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、研修会などを通じて人権尊重の意識の向上を図っています。
- DV*や児童・高齢者の虐待、インターネット上の書き込みなどによる人権侵害が全国的に多発しており、大きな社会問題となっています。
- 男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において「21世紀の日本社会を決定する最重要課題」と位置付けられており、男女が共に職業生活と家庭や地域生活との両立が出来るような意識の醸成と社会システムの確立が求められています。
- 役場庁舎内に設置した男女共同参画コーナーでは、県など関係機関が主催するセミナーの案内や、男女共同参画に関する広報誌などを配布し、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を推進しています。
- 利根町における審議会などへの女性委員の登用割合は、平成23年4月1日現在18.6%となっており、県平均23.3%を下回っています。今後は、審議会委員の選定時に積極的に女性委員を登用するなど、更なる推進が必要です。

課題

- 気軽に参加できる人権に関する研修会の内容の充実と、参加者を増やす工夫が必要です。
- DVや児童・高齢者などへの虐待を早期発見するため、関係機関との連携強化や、差別事件や人権侵害への対策について、適切に対応できるネットワーク体制の整備が必要です。
- 町民一人ひとりの人権の尊重に対する正しい理解や、意識向上のための教育が必要です。
- 平成23年4月1日現在、茨城県内における男女共同参画に関する計画の未策定市町村は、利根町を含め2町のみとなっており、早急な計画の策定が求められています。
- 住民アンケートにおいて、男女共同参画に関する認知度や関心が非常に低い結果となっています。今後は、男女共同参画を推進するための枠組みの整備や、早急な基本計画の策定により総合的な施策の推進が必要となっています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
1	人権の尊重に関する講演会等への参加延べ人数(年間)	225 人	250 人
2	審議会などへの女性委員の登用割合	18.6 %	27.0 %

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 人権尊重への理解を深め、相手の立場になり物事を考え行動します。
- 同和問題など、人権に対する正しい知識と理解を深め、差別のない明るい社会を目指します。
- 町民一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、支えあいのまちづくりをします。

行政の役割

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に即した施策の策定を目指します。
- 人権問題などの講演会を開催し、広く町民の参加を募り、人権尊重の啓発と推進に努めます。
- 男女共同参画基本計画を策定し、積極的な男女共同参画意識の啓発を行うとともに、総合的な施策の推進に努めます。
- 男女が家庭生活と職業生活、またその他の社会生活を両立し、家族的責任を果たす事ができるように、育児や介護などの社会的支援をより一層充実させます。



人権問題講演会

★関連計画★

◇男女共同参画基本計画……男女共同参画社会の実現に向けた町の基本的な考え方を示すとともに、関連する施策を総合的、計画的に現わした計画。利根町においては、平成25年度以降策定予定

★用語解説★

- *男女共同参画社会……「男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと
- *DV……ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)の略。家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近い関係にある男性から女性への身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む

基本施策 2

学校を中心とした教育

(1) 基本施策の目指す姿

子ども一人ひとりが、快適で安心な学校生活が送れます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策	主な取組内容
3 就園・就学支援の充実	<p>発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携*に努めます。</p> <p>① 就園支援の充実 ② 就学支援の充実</p>
4 義務教育環境の整備	<p>児童・生徒が安全に安心して生活できる学校づくりを推進します。</p> <p>① 教育施設・設備の充実 ② 適正な学校規模の維持</p>
5 義務教育内容の充実	<p>一人ひとりが輝く活力ある学校づくりを推進します。</p> <p>① 確かな学力を身につけさせる教育の推進 ② 豊かなこころを育む教育の推進 ③ 健康や体力を育む教育の推進 ④ 社会の変化に適切に対応できる教育の推進 ⑤ 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進 ⑥ 教職員の資質向上</p>
6 学校給食の充実	<p>安全でおいしい給食を提供します。</p> <p>① 給食内容の充実 ② 学校給食施設・設備の充実</p>
7 学校保健の充実	<p>児童・生徒の心身の健康管理の徹底に努めます。</p> <p>① 心身の健康管理対策の充実 ② 体力づくりの促進</p>
8 家庭・地域社会との連携強化	<p>家庭や地域・学校が連携して健全な教育環境をつくります。</p> <p>① 地域ぐるみで育てる体制づくり ② 学校安全対策の推進 ③ 地域に開かれた学校づくり ④ 青少年の健全育成</p>

(3) 現状と課題

現状

- 私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、就園奨励費補助金を支給しています。
- 小学校単位で幼保小職員による幼児、児童の学習や生活の様子についての情報交換会を開いています。
- もえぎ野台の人口増加により、文間小学校へ通う児童が増加しています。
- 英語学習に対する意欲を高め、言語や文化に対する知識を深めるため、中学校において、ALT*（外国語指導助手）を1名配置し、英語教諭との2名体制で、チームティーチング*による授業を行っています。また、町内すべての小学校においても、ALT1名を配置し英語に慣れ親しむための授業を行うほか、他の教科については、非常勤講師を各小学校へ2名ずつ配置し、担任教師との複数体制で、チームティーチングによるきめ細やかな教科指導を実践しています。
- 心の教室相談員や教育相談員を配置し、不安や悩みを持つ児童生徒の心のケアに努めています。
- 各小中学校において、目指すべき児童生徒像を掲げ、個性を生かす教育の充実を図っています。
- 安全でおいしい学校給食を提供し、児童生徒の健康増進と体力の向上に努めています。
- 自転車通学をする中学校生徒に対し、安全確保のため、ヘルメットの無料支給を行っています。

課 題

- 教育内容や指導法について、幼保小連携による職員の合同研修会を実施するなど、組織的な連携の推進を行う必要があります。
- 老朽化が著しい校舎や厨房施設などの改修・修繕を計画的に進めていく必要性が生じています。
- 文間小学校へ通う児童の増加が見込まれるため、普通教室の確保が必要となっています。
- 中学校へ非常勤講師を配置し、チームティーチングによる細やかな教科指導の実施が必要となっています。
- 充実した定期相談を行うため、相談員を増員し教育相談体制を整える必要があります。
- 学校運営の充実を図るため、家庭・地域社会との連携・協力が必要です。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
3	幼保小連携による合同研修会の実施(年間)	1 回	2 回
4	小中学校の教育施設の満足度	7.2 %	30.0 %
5	不登校児童生徒の割合	0.6 %	0.0 %
6	小中学校の給食について「安全で安心」と感じている市民の割合	— %	100.0 %
7	虫歯のない児童生徒の割合	50.7 %	60.0 %
8	学校ボランティアの人数	290 人	320 人

(5) 役割分担

市民の協力・役割

- 幼児教育の関連事業に積極的に参加します。
- 学校施設の美化及び維持管理に協力します。
- 家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣を子どもに身につけさせます。

行政の役割

- 幼保小連携を進め、障がいのある幼児への適切な就学支援を行います。
- 老朽化した学校施設・設備の改修を進め、子どもたちが安全に学べる学習環境の整備・充実を図ります。
- 教職員の適正な配置や資質向上、学習支援員の配置に努めます。
- 学校給食施設・設備の衛生管理基準に基づき、安全でおいしい給食の提供に努めます。
- 健康診断の実施と適切な事後措置を行い、児童生徒の健康管理の充実にも努めます。
- 子どもたちが安全で楽しい学校生活を送れるよう、学校と家庭・地域社会が連携して教育環境を整備します。

★用語解説★

- * 幼保小連携……幼稚園や保育園から小学校へ円滑につなげるために、幼稚園、保育園、小学校が子どもの成長を共に見守り、次の交流・連携活動等を通じて、子ども同士や職員同士、子どもと職員間の連携を深めること
- * ALT……外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) 日本の学校における外国語授業の補助を行う助手
- * チームティーチング……授業において、2人以上の教職員が連携・協力をして一人ひとりの子どもおよび集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法および形態のこと

基本施策 3

生涯学習の推進

(1) 基本施策の目指す姿

「いつでも・どこでも・だれでも」が、生涯にわたり学習することができます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
9	生涯学習活動の推進	生涯学習に関する意識の高揚及び施設の充実を図ります。 ① 生涯学習意識の高揚 ② 自主的な生涯学習活動の支援
10	生涯学習環境の整備充実	すべての町民が生涯学習できる機会・場の提供に努めます。 ① 社会教育施設*の整備充実 ② 生涯学習の機会と場の提供

(3) 現状と課題

現状

- 生涯学習センターや公民館などを活動の拠点として、各種団体が自主的なサークル活動を活発に行っています。
- 生涯学習センターや公民館において、様々な趣味講座や教室が定期的で開催されており、多くの受講者が参加しています。
- 利根町図書館は、最大蔵書20万冊と、県下でも有数の規模を誇っています。また、専用ホームページを開設し、インターネットによる蔵書検索が行えるサービスを実施しています。
- 町の社会教育施設は、公共施設相互利用*の対象施設となっており、龍ヶ崎市・我孫子市・河内町にお住まいの方も、利根町民と同料金で利用することができます。

課題

- 一人でも多くの町民が生涯学習に関心を持ち、活動の機会を得られるよう、内容の充実や周知の徹底を図る必要があります。
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代のニーズに合わせた生涯学習内容の充実が必要となります。
- 図書館が、情報提供施設として子どもから高齢者まで気軽に利用できる場所となるよう、図書資料のより一層の充実と利用者サービスの充実に努める必要があります。
- 生涯学習センターや公民館などへ行くための移動手段がなく、生涯学習活動に参加したくてもできない方も多くいることから、町内のどこからでも各公共施設へ気軽に行けるよう、交通インフラの整備が必要となっています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
9	生涯学習について、「活動している・活動してみたい」と答えた町民の割合	— %	50.0 %
10	生涯学習センター・公民館主催の各種講座への参加人数（年間）	645 人	700 人

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 生涯学習に関心を持ち、自主サークル活動などに積極的に参加します。
- 生涯学習活動を通して、町民同士の交流を図ります。

行政の役割

- 「広報とね」・「生涯学習ごあんない」・町ホームページなどにより、生涯学習活動に関する情報を提供します。
- 町民の自主的なサークル活動を支援し、生涯学習活動の活性化を図ります。
- 図書館の蔵書をさらに充実させ、インターネット予約を取り入れるなど、利便性の向上に努めます。
- 「いつでも・どこでも・だれでも」が、生涯学習活動に参加できるよう、交通手段の確保に努めます。



利根町図書館



公民館講座「男性料理講座」

★用語解説★

- *社会教育施設……社会教育施設には、社会教育法などで規定されている公民館・図書館・生涯学習センターなどが含まれ、家庭や学校の外で、児童から青年・成人・高齢者に至るすべての年齢の人が、学習や趣味に興じたり、楽しむ機会を提供する生涯学習のための施設
- *公共施設相互利用……利根町と龍ヶ崎市、利根町と我孫子市の間で、対象となっているそれぞれの公共施設を地元住民と同料金で利用できる協定を結んでいる（河内町については、図書館のみ相互利用可）

基本施策 4

文化・スポーツの振興

(1) 基本施策の目指す姿

文化活動やスポーツを通じて、豊かなこころと健康な体を育みます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策	主な取組内容
11 文化活動の振興	文化芸術活動への理解と関心を深めます。 ① 文化活動の支援 ② 文化イベントの充実 ③ 文化施設の整備と利用促進
12 歴史的財産の保全	町の歴史的財産を保護・継承していきます。 ① 文化財の保護 ② 伝統文化の保存・継承
13 生涯スポーツの推進	だれもが気軽にスポーツできる環境づくりに努めます。 ① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② スポーツ団体・指導者の育成 ③ スポーツ・レクリエーション施設の充実

(3) 現状と課題

現状

- 文化協会に登録している9部門*（71クラブ）による自主的な文化活動が、生涯学習センターや公民館などを拠点として活発に行われています。
- 町には、国指定文化財「金銅板両界曼荼羅*」や、町指定文化財「花輪台貝塚*」をはじめ、数多くの文化財や史跡などの歴史的財産があります。
- 「利根町歴史民俗資料館」では、埋蔵文化財・民俗資料・民具600点・古文書3万点など、歴史的に貴重な資料を数多く収蔵・展示していますが、認知度が低く来館者は減少傾向にあります。
- 茨城県無形文化財に指定されている「利根地固め唄」は、「利根地固め唄保存会」の会員により、次世代を担う子どもたちへの指導や、町内外イベントへ参加し実演するなど、幅広く継承活動が行なわれています。
- 町民運動会、駅伝大会などのスポーツ事業を通じて、町民交流の促進や体力向上および健康増進の普及啓発に努めています。
- スポーツ・レクリエーション活動支援のため、スポーツ団体などを対象に学校体育施設を無料開放しています。
- 平成24年4月1日現在、10名のスポーツ推進委員が活動しており、スポーツに関する知識や技術の習得と、指導者としてのレベルアップを図るため、講習会や研修会に積極的に参加し、各種スポーツ団体やスポーツ少年団などの活動をサポートしています。

課題

- 町の歴史を後世へ語り継ぐため、歴史民俗資料館の来館者を増やす工夫が必要となっています。
- 「利根地固め唄保存会」会員の高齢化が進んでいることから、次世代への継承を促進するとともに、積極的にイベントなどへ参加し実演・指導を行い、広く町民に認知されるようにしていくことが必要です。
- 町民の健康増進・体力向上のため、スポーツ・レクリエーションイベントを開催するなど、一人でも多くの町民が気軽に活動できる環境づくりが必要です。
- 地域の実態・住民のニーズに応じた指導ができる指導者を養成できる仕組みづくりが必要です。
- 平成24年4月現在、スポーツ推進員が定員（12名）を満たしていないため、更なるスポーツ活動の推進を図るためには、新たな推進員となる人材の発掘と育成が必要になっています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
11	文化団体に所属している会員数	1,500 人	1,700 人
12	歴史民俗資料館入館者数(年間)	549 人	600 人
13	町民運動会・駅伝大会の参加者数(延べ人数)	2,500 人	3,000 人

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 文化芸術活動や文化イベントに理解と関心を持ち参加するよう努めます。
- 町の文化財・伝統文化を後世に残し伝えるよう努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を行い、日頃から健康づくりに心掛けます。

行政の役割

- 自主的な文化芸術活動への支援や推奨に努めます。
- 歴史民俗資料館において、企画展などを開催し、町民の歴史的財産の保全に対する意識の啓発に努めます。
- 国指定文化財や史跡など、町の歴史的財産や伝統文化を、町ホームページなどで町内外へ広く周知し、次世代への継承に努めます。
- スポーツ・レクリエーションイベントのプログラムを見直すなど、誰もが気軽に参加できるような事業を検討します。
- スポーツ推進員となる人材の発掘と育成に努めます。



国指定文化財「金銅板両界曼荼羅」(写真は、徳満寺所蔵の複製)



県指定無形文化財「利根地固め唄」(写真は、文間小学校児童による「復興いはらき県民まつり2012」での実演)

★用語解説★

- *文化協会に登録している9部門……① 歌謡部門、② 古典芸能部門、③ 舞踊部門、④ 洋楽・洋舞部門、⑤ 絵画・写真等部門、⑥ 手工芸部門、⑦ 編物等部門、⑧ 茶道・華道部門、⑨ 一般教養部門
- *金銅板両界曼荼羅……(こんどうばんりょうかいまんだら) 府川城址にある布川の徳満寺の寺宝で国指定文化財に登録されている。両界のうち一面が金剛界、二面が胎蔵界を表し、それぞれ九枚の金銅板から成り立っている。制作時期は建久5年(1194年)、現在は、東京国立博物館に寄託されており赤松宗旦が「布川案内記」の中で、その重要性を高く評価している
- *花輪台貝塚……早尾台にある、8千～9千年前の縄文早期の遺跡で、竪穴住居遺跡や土器など豊富な遺物が発見されている。なかでも、日本最古といわれたヴィーナス型土偶(通称:花輪台のヴィーナス)は、手足頭を欠く女性裸像であるが、その均整のとれた美しさには目を見張るものがある
- *利根地固め唄……江戸時代におこなわれた利根川の大规模な河川工事や氾濫の度に、築堤や改修工事が頻繁に行われてきました。その時作業に携わる人々を励ました作業歌

基本方針4

活力に満ちた人のふれあうまちづくり

《重点施策》

- 農業生産基盤の整備充実
- 商業の活性化支援
- 活性化イベントの充実

基本方針4 活力に満ちた人のふれあうまちづくり 主な取組内容一覧

基本施策	施策	主な取組内容
1 農業の振興 (P50～51)	1 農業生産基盤の整備充実	① 基盤整備の推進 ② 経営近代化への支援 ③ 優良農地の確保と有効利用の推進 ④ 栽培技術の向上促進
	2 多様な担い手の育成・支援	① 意欲ある農業者の育成・支援 ② 集落営農などの育成・支援
	3 特色ある農業の形成	① 持続可能な農業生産の推進 ② 地場農産物の生産・利用の推進 ③ 他産業との連携
2 商工業の振興 (P52～53)	4 商業の活性化支援	① 経営力向上の支援 ② 商業の担い手の育成・支援 ③ 買い物環境の整備
	5 工業の振興	① 中小企業事業資金信用保証料補助制度の推進 ② 産業用地の検討
	6 雇用の促進	① 企業誘致による新たな雇用の創出 ② シルバー人材センターの推進 ③ ハローワークと連携した雇用対策
3 観光・イベントの振興 (P54～55)	7 観光資源の保全と活用	① 観光資源の保全 ② 観光資源の効果的な活用 ③ 観光協会の充実と連携強化
	8 活性化イベントの充実	① 町民納涼花火大会の開催 ② 文化・スポーツイベントの充実 ③ 地域活性化イベントの推進

序
論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

基本施策 1

農業の振興

(1) 基本施策の目指す姿

安全・安心な農産物の生産・供給を推進し、魅力ある農業が営まれます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
1	農業生産基盤の整備充実	基盤整備の推進と農家などの経営の安定と省力化を支援します。 ① 基盤整備の推進 ② 経営近代化への支援 ③ 優良農地の確保と有効利用の推進 ④ 栽培技術の向上促進
2	多様な担い手の育成・支援	農業の担い手である認定農業者*、農業法人*などの経営改善支援に努めます。 ① 意欲ある農業者の育成・支援 ② 集落営農などの育成・支援
3	特色ある農業の形成	環境と調和した農業の実現を目指します。 ① 持続可能な農業生産の推進 ② 地場農産物の生産・利用の推進 ③ 他産業との連携

(3) 現状と課題

現 状

- 町の農家戸数は、後継者不足などにより年々減少傾向にあります。平成22年に行った「2010農業センサス」では586戸（平均耕地面積は2.24ha）という調査結果になり、5年前の同調査に比べ57戸減少しました。また、農業者就業人口のうち、65歳以上の占める割合は68.8%、平均年齢は68.5歳となっています。
- 耕作条件の悪さや、後継者の不足などにより、農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定が無いとされた「耕作放棄地」が増加しています。
- 地域農業を支える担い手の確保が困難なうえ、経営の大規模化が進んでいない状況にあります。
- 米の価格は、食生活の多様化や少子高齢化による米消費の減少などから下落傾向にあるため、農業従事者のコスト意識の醸成や経営改善への取り組みを推進しています。
- 利根町の主農産物であるコシヒカリをはじめ、町内農家が利根町産のお米と大豆で手作りした味噌など、地場農産物を使用した商品を販売する「利根町地産地消協力店」の拡大を推進しています。
- 利根町地場産業推進協議会では、米の消費拡大や健康食材として注目されている米粉の推進活動を行っており、町内の地産地消協力店でも米粉を使ったカステラやまんじゅうなどの商品を開発・販売し、好評を得ています。

課 題

- 基盤整備を推進し、優良農地の確保に努める必要があります。
- 農地は、農業生産だけでなく洪水調整や環境保全などの多面的機能を有しており、その機能を維持保全する必要があります。
- 農業従事者の高齢化、後継者不足、農業収入の減少などにより、農業の作付面積や生産量も減少傾向にあります。今後は、次世代の農業後継者が安心して農業に取り組めるような環境を整えるとともに、コスト管理の徹底を推進し、持続的な魅力ある農業基盤の構築が必要となっています。
- 乾田直播栽培*などによる低コスト化の取り組みや、コシヒカリに偏りすぎた生産の見直しなど、経営安定への取り組みを推進する必要があります。
- 地場農産物を安定供給するためには、周年出荷体制の確立を図る必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
1	担い手への農地集積率	32.0 %	40.0 %
2	認定農業者数	29 経営体	35 経営体
3	利根町地産地消協力店数	22 店	30 店

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 農家は、農業経営者としての自覚をもって、創意と工夫に満ちた農業経営を目指します。
- 積極的に地元農産物を購入し、地産地消に努めます。

行政の役割

- 生産基盤の整備を推進し、持続的な農村基盤の向上に努めます。
- 農業生産法人*や担い手農家などの経営の安定と省力化を推進するため、補助事業などの活用による経営の近代化に向けた取り組みを支援します。
- 地域農業の担い手である認定農業者、農業法人などの経営改善支援に取り組むとともに、新規就農者の育成を支援します。
- 環境と調和した農業の実現を目指し、化学肥料や農薬を減らし環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。
- 地場農産物を活用した商品開発や、販売を複合した六次産業*化を支援し、農産物の高付加価値化の確立を推進します。



大型農業機械による稲刈り風景



「利根うめえもん」利根町の地元で生産されたものや、その加工品に付けられるマーク

★用語解説★

- * 認定農業者……農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の町の認定を受けた農業者
- * 農業法人……法人形態によって農業を営む法人の総称
- * 乾田直播栽培……畑状態の田に種子を播き、苗立ちした後に水を入れる直播の方法。乾田直播を導入すると、無代かきの効果で土壌の物理性・易耕性、排水性や地耐力がよくなり、麦・大豆などの輪作をしやすくなる
- * 農業生産法人……農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人
- * 六次産業……農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のこと

基本施策 2

商工業の振興

(1) 基本施策の目指す姿

企業や商店が活性化され、活力に満ちたまちになります。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

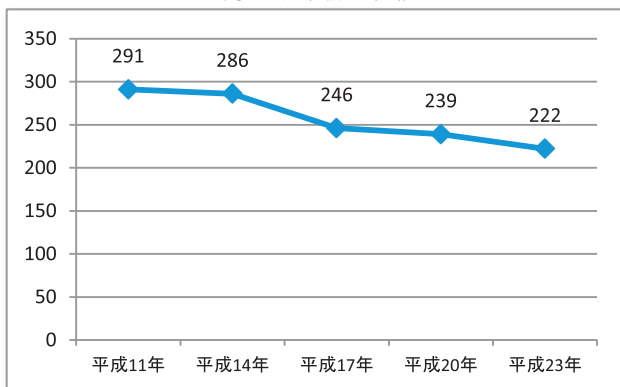
施策	主な取組内容
4 商業の活性化支援	商店や商店街の活性化と充実を図り、買い物しやすい町にします。 ① 経営力向上の支援 ② 商業の担い手の育成・支援 ③ 買い物環境の整備
5 工業の振興	工業の振興を推進し、町の経済基盤の強化を図ります。 ① 中小企業事業資金信用保証料補助制度の推進 ② 産業用地の検討
6 雇用の促進	新たな雇用機会の創出と情報提供に努め、町民の働く意欲に応えます。 ① 企業誘致による新たな雇用の創出 ② シルバー人材センターの推進 ③ ハローワークと連携した雇用対策

(3) 現状と課題

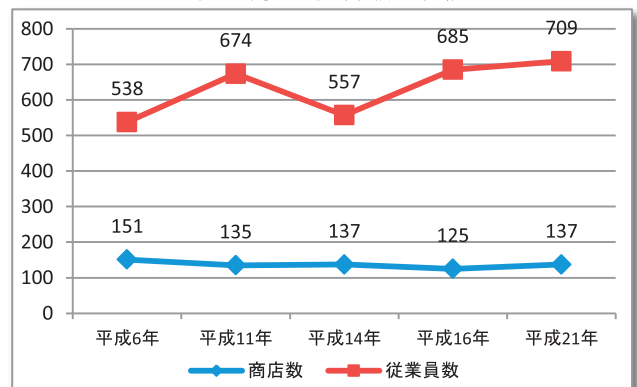
現状

- 町の商業は、経営者の高齢化や後継者の不足などにより商工会へ登録している会員の減少とともに、平成6年に151店あった商店が、平成21年には137店と約1割減少しています。
- 町内での購買意欲の向上と商業の活性化を図るため、利根町商工会で発行している「利根町内共通商品券」の販売促進を支援しています。
- 長引く不況による地方経済の厳しい状況が続くなか、町の工業は、多少の増減はあるものの、各事業所による経営の健全化の進展などにより一定の回復傾向が見られます。しかし、事業所数・従業者数については、それぞれ横ばい状態が続いていることから、町の安定した経済基盤と雇用機会の確保に向け、更なる取組みが必要となっています。
- 平成21年度に、利根町企業立地促進条例を制定し、県内トップクラスの企業立地奨励金*及び雇用促進奨励金*の町優遇制度を設け、町の経済基盤の強化と新たな雇用機会の場となる優良企業の誘致を推進しています。
- 利根町シルバー人材センターでは、多くの健康な高齢者の方々が、自身の豊富な経験と能力を生かし、臨時的かつ短期的な仕事を通じて生きがいあるシルバーライフと、活力ある地域社会へ貢献しています。

商工会会員数の推移



町内の商店・従業者数の推移



課 題

- 高齢などの理由で、近所で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けることを困難に感じている買い物弱者が増加していることから新たな店舗を増やす方法や宅配サービスの導入、交通インフラの整備などの対策を検討する必要があります。
- 町の事業所の多くを占める中小企業の一層の基盤強化を図るとともに、既存事業所や労働力の町外流出を防ぐため、融資制度の推進など経済基盤の整備が必要となっています。
- 住民アンケートでは、町内での就職・アルバイト・パートなどの雇用機会について、「満足・どちらかといえば満足」と答えた住民の割合は、0.7%と非常に少ない結果となっており、町内での雇用の場の確保が強く求められています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
4	町内における食料品や衣料品など日用品の買い物の便について「満足・どちらかといえば満足」と答えた人の割合*	12.0 %	20.0 %
5	工業統計調査における町内の事業所数	18 ヶ所	22 ヶ所
6	町内での就職・アルバイト・パートなどの雇用機会について、「満足・どちらかといえば満足」と答えた住民の割合*	0.7 %	10.0 %

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 積極的に町内で買い物や飲食をします。

行政の役割

- 新規商業・サービス事業の誘致・支援に努めます。
- 利根町内共通商品券の販売促進を支援し、町内での買い物意欲の向上と商店街の活性化に努めます。
- 商工会を支援し商業の担い手の育成・支援に努めます。
- 商工会などと連携し買い物弱者対策を推進します。
- 主要地方道美浦栄線バイパス、若草大橋の開通に伴い、沿道が、将来にわたって町の発展に結び付けられるような、新しい産業の促進エリアとなるよう、産業用地の確保について検討します。
- 町有地及び民有地の土地情報の収集に努め、企業誘致活動の推進を図ります。
- 町ホームページへの求人コーナーの開設などにより、ハローワーク龍ヶ崎と連携し求人情報の提供に努めます。

★用語解説★

- *買い物弱者……流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地などで見られ始めている
- *企業立地奨励金……町において新たに課税対象となる資産の固定資産税及び都市計画税に相当する額を5年間交付
- *雇用促進奨励金……町内に住所を有する35歳以下の新規雇用者1人につき、年額20万円・障害者である場合は25万円を3年間交付

基本施策 3

観光・イベントの振興

(1) 基本施策の目指す姿

観光資源の活用やイベントの充実により、人のふれあう元気なまちになります。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
7	観光資源の保全と活用	<p>貴重な観光資源を活かした、魅力あるまちづくりに努めます。</p> <p>① 観光資源の保全 ② 観光資源の効果的な活用 ③ 観光協会の充実と連携強化</p>
8	活性化イベントの充実	<p>まちの活性化につながるイベントの充実にも努めます。</p> <p>① 町民納涼花火大会の開催 ② 文化・スポーツイベントの充実 ③ 地域活性化イベントの推進</p>

(3) 現状と課題

現状

- 町の南側に流れる雄大な利根川や、ほぼ中央を横断する新利根川、南西部から北上する小貝川など、「水辺のまち」としての自然豊かな景観や、桜並木・親水公園など、自然的観光資源の保全と維持管理に努めるとともに、観光マップを作製するなど町内外へ利根町の魅力のPRに努めています。
- 利根町を含めた近隣市町との連携により、広域的な観光マップを作製し、町の観光スポットや史跡などを紹介しています。
- 利根町観光協会との共催で、例年8月17日以降の土曜日に、利根川栄橋下河川敷において利根町民納涼花火大会が開催され、町内外から大勢の見物客が訪れています。
- 町民運動会や駅伝大会、文化祭など、町民が気軽に参加できるイベントを開催し、まちの活性化に努めています。
- 3年に1度開催される「布川神社臨時大祭」では、若者が布川神社の石段を昇り降りし、そのたびに水を浴びる禊（みそぎ）や、山車の競演などがあり、訪れた大勢の見物客が大いに盛り上がります。

課題

- 美しい自然景観など、町の貴重な観光資源の保全と維持管理に努めるとともに、町内外の多くの人々に利根町の魅力を知ってもらい、訪れてもらえるよう、観光マップの更新や町ホームページで紹介するなど、更なるPRの充実を図る必要があります。
- 町民納涼花火大会をはじめとする、町の活性化イベントの更なる充実を目指し、観光協会との連携を強化する必要があります。
- 町民運動会など、参加者が年々減少傾向にあるイベントについては、関係機関と十分協議し、プログラムの見直しなどを行うほか、誰もが気軽に参加できて楽しめる、新たなイベントや事業の検討が必要です。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
7	利根町観光協会ホームページアクセス数(年間)	0 件	5,000 件
8	まちの活性化イベントに対する満足度	— %	50.0 %

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 親水公園や桜並木など、町の自然的観光資源の保護、環境美化に努めます。
- 町民納涼花火大会や文化祭、町民運動会など、まちのイベントや事業へ積極的に参加します。

行政の役割

- 町ホームページや観光マップなど、様々な媒体を活用し町の魅力を広くPRします。
- 映画やテレビ番組の撮影などの支援を行う「フィルムコミッション*」についても積極的に活用し、町の魅力の掘り起こしと知名度・認知度の向上に努めます。
- 町の活性化につながるイベントの開催については、関係機関との連携を強化し来場者・参加者の増加を目指します。
- 伝統的な地域のお祭りや行事などについても、町の広報媒体を活用し積極的にPRします。



利根町民納涼花火大会



3年に1度開催される「布川神社臨時大祭」

★用語解説★

*フィルムコミッション……地域の観光振興を図り、町の知名度や認知度の向上を目的として、映画やテレビ番組、コマーシャルの撮影などを誘致し、撮影の支援をする公的機関のこと

基本方針5

町民によるあかるいまちづくり

《重点施策》

- 日本ウェルネススポーツ大学と連携したまちづくり
- 広報体制の充実
- 行政改革の推進

基本方針5 町民によるあかるいまちづくり 主な取組内容一覧

基本施策	施策	主な取組内容
1 町民参加によるまちづくりの推進 (P58～59)	1 地域活動の活性化支援	① 自治会活動への支援 ② 積極的なコミュニティ参加の促進 ③ 地域間交流の充実
	2 コミュニケーションの場の提供	① 既存施設の有効的な活用 ② 交流の場と機会の提供
	3 町民参画の推進	① まちづくりへの参画基盤の充実 ② パブリックコメントの実施
	4 日本ウェルネススポーツ大学と連携したまちづくり	① 大学との連携事業の推進 ② 学生割引サービス協力店の拡大
2 広報・広聴体制の充実 (P60～61)	5 広報体制の充実	① 広報活動の充実 ② 広報媒体の有効活用
	6 広聴体制の充実	① 広聴活動の推進 ② 地区要望への適切な対応
	7 情報の共有化	① 情報共有化の推進 ② 適切な情報公開の実施
3 効果的・効率的な行財政の運営 (P62～63)	8 行政改革の推進	① 行政改革行動計画の推進 ② 行政評価システムによる事業評価の実施 ③ 組織の活性化と人材の育成
	9 行財政の健全な運営	① 財源の安定的な確保 ② 財政運営の効率化 ③ 行政事務の効率的な運営
	10 広域行政の推進	① 広域行政圏計画の推進 ② 広域的連携の強化 ③ 広域合併の推進
	11 窓口サービスの充実	① 親切ていねいな窓口対応の実施 ② 効率的な窓口処理の推進 ③ 夜間窓口業務の実施

序
論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

基本施策 1

町民参加によるまちづくりの推進

(1) 基本施策の目指す姿

町民の持つ力が活かされた地域コミュニティの機能が充実します。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
1	地域活動の活性化支援	自治会活動など、積極的な地域活動の推進を支援します。 ① 自治会活動への支援 ② 積極的なコミュニティ参加の促進 ③ 地域間交流の充実
2	コミュニケーションの場の提供	地域交流の拠点となるコミュニティ施設の充実を図ります。 ① 既存施設の有効的な活用 ② 交流の場と機会の提供
3	町民参画の推進	町民が、まちづくりに参加したいと思う環境を整えます。 ① まちづくりへの参画基盤の充実 ② パブリックコメントの実施
4	日本ウェルネススポーツ大学と連携したまちづくり	町と大学が連携したまちづくりを推進し、相互の活性化を図ります。 ① 大学との連携事業の推進 ② 学生割引サービス協力店の拡大

(3) 現状と課題

現状

- 生活環境・社会環境が変化する中で、地域との関わりが無くても自立した生活ができるようになったことや、人々の価値観や生活スタイルが大きく変化したため、近所づきあいなど地域でのコミュニケーションの必要性が希薄になりつつあります。
- 各自治会やコミュニティ団体・ボランティア団体が、地域の美化運動など自主的な活動を活発に行っています。
- 布川地区コミュニティセンターや生涯学習センター、公民館など、既存の公共施設を地域住民のコミュニティ活動の場、地域交流の拠点として利用されています。
- 町民のまちづくり意識が高まり、町政への積極的な働きかけが進んでいます。
- 平成24年4月、旧利根中学校・旧布川小学校跡地に「日本ウェルネススポーツ大学」が開学し、同年8月には、災害時に大学施設を避難所として開放すること、町イベントへの参加協力などを盛り込んだ連携協定書を締結しました。



日本ウェルネススポーツ大学生による競技説明（町民運動会）



町民活動情報サイト（とねっと）ホームページ

課 題

- 地域活動を推進するには、率先して活動できるリーダーの存在が必要ですが、地域の役員などを進んで引き受ける人が少ないのが現状です。今後は、町民が持っている能力や経験、意欲などが発揮できるような機会や居場所づくりが必要となります。
- 町の計画や重要施策を策定する際、町民から幅広く意見を募り、町民の声を町政へ反映させるためパブリックコメント制度の導入が求められています。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
1	まちづくり活動に参加したいと答えた町民の割合*	59.8 %	70.0 %
2	コミュニティ活動における利用施設について「満足している」と答えた町民の割合	— %	60.0 %
3	町政への関心について「非常に関心がある・やや関心がある」と答えた人の割合*	66.3 %	70.0 %
4	学生割引サービス協力店舗数	20 店	30 店

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 自治会に加入し、地域の活動・行事などに関心を持って、積極的なまちづくりに参加します。
- より良いまちづくりを進めるため、町政へ関心を持ちます。
- 大学生が、楽しい学生生活を送ることができるよう、地域ぐるみで応援します。

行政の役割

- 転入者や自治会未加入者へ自治会加入を啓発します。
- 町民活動情報サイト（とねっと）*などの内容充実を図り、自治会やコミュニティ団体・ボランティア団体などの活動を支援します。
- 町民の交流を図るため、誰もが気軽に参加できる各種イベントの充実に努めます。
- 布川地区コミュニティセンター・生涯学習センター・公民館などを、地域交流の場として有効活用できるよう体制づくりに努めます。
- 地域活動などの情報提供を行い、町民の参加意識の向上を図ります。
- パブリックコメント制度の導入により、町民の町政への参加機会を促進します。
- 大学の発展と学生生活の充実が図られるよう、魅力ある町づくりを推進します。

★用語解説★

*パブリックコメント……公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの（通称パブコメ）

*町民活動情報サイト（とねっと）……住民活動の促進と活性化を図るために開設された利根町民活動情報サイトのこと。平成24年3月1日より一般公開し、団体の活動促進と町民への情報提供を行っている

基本施策 2

広報・広聴体制の充実

(1) 基本施策の目指す姿

町民と町が、お互いに伝えたいこと、知りたい情報を共有できるまちになります。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策	主な取組内容
5 広報体制の充実	広報活動の充実を図り、町政に関する情報を広く提供します。 ① 広報活動の充実 ② 広報媒体の有効活用
6 広聴体制の充実	広聴活動を充実させ、町民の声を町政へ反映させます。 ① 広聴活動の推進 ② 地区要望への適切な対応
7 情報の共有化	町の持つ情報を分かりやすく町民に提供し、情報の共有化を図ります。 ① 情報共有化の推進 ② 適切な情報公開の実施

(3) 現状と課題

現状

- 毎月発行の「広報とね」や町ホームページで、町政に関する様々な情報を発信しています。
- 各種イベント情報や災害情報など、町の様々な情報を携帯電話やインターネット接続されたパソコンへメール配信する「情報メール斉配信サービス」を平成24年5月より開始しました。
- 住民アンケートの結果、「町政に関心がある」と答えた町民の割合は、66.3%と非常に高い結果となっています。
- 町内6ヶ所に設置してある投書箱や町長へのホットライン電話・電子メールなどにより町政に対する意見・要望を随時受け付けています。また、地区からの要望については、地区の代表である区長を通して受け付けています。
- 町民の町政に対する理解と知識の醸成を図るため、平成25年度より出前講座サービスを開始します。
- 町政に関する情報の公開については、開示請求を随時受け付けており、情報公開条例に基づき開示しています。

町の広報体制	広報とね	毎月第1金曜日発行	
	町公式ホームページ	ホームページURL http://www.town.tone.ibaraki.jp/	
	情報メール斉配信サービス	≪利用登録方法≫ 携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等から、下記メールアドレスに空メールを送信し、案内に沿って登録【登録用メールアドレス：mm_tone_regist@ictech.jp】	
町の広聴体制	投書箱設置場所（6ヶ所）	・利根町役場敷地内 ・利根町公民館敷地内 ・利根町生涯学習センター敷地内 ・文間地区農村集落センター敷地内 ・利根東部地区農村集落センター敷地内 ・布川地区コミュニティセンター敷地内	
		町長へのホットライン	・留守番電話・FAX 0297-68-8059 ・電子メール info@town.tone.lg.jp
		区・自治会からの要望	各地域の区長・自治会長を通して要望事項を記載した要望事項申請書を提出

課題

- 「広報とね」や町ホームページには、町政に関する大切な情報が掲載されているので、より多くの町民に見てもらえるよう更なる内容の充実と周知が必要です。
- 情報メール斉配信サービスは、暮らしに役立つ情報を、いち早く町民に情報提供することができるため、一層の登録者数を増やす周知活動が必要です。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
5	町ホームページアクセス件数(年間)	168,387 件	180,000 件
6	「町政に関心がある」と答えた町民の割合*	66.3 %	70.0 %
7	出前講座実施回数(年間)	—	50 回

*現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 「広報とね」や町ホームページを習慣的に見るよう心がけ、意見・要望については、町民の声を積極的に町へ届けます。
- 情報メール斉配信サービスに登録し、暮らしに役立つ情報の収集に努めます。
- 出前講座サービスなどを活用して、町政への理解と関心を深めます。

行政の役割

- 町政に関する情報を「広報とね」や町ホームページ・情報メール斉配信サービスなどを活用し、町民の暮らしに役立つ情報の提供に努めます。
- 町の重要な施策や計画を策定する際は、住民アンケートを実施するなど、町民の意見を的確に把握し、町政へ反映します。
- 情報公開条例に基づき、個人情報の保護に十分配慮しつつ適切な情報公開を実施し、町民との情報の共有化に努めます。
- 多くの町民が気軽に参加できるよう出前講座の周知徹底を図るとともに、講座内容とメニューの充実にも努めます。



毎月第1金曜日発行の「広報とね」



利根町公式ホームページ

序論

4期基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

参考資料

(1) 基本施策の目指す姿

行政改革の推進により、効率的な行財政運営が図られます。
親切ていねいな窓口サービスが提供されます。

(2) 基本施策実現に向けた手段（施策・主な取組内容）

施策		主な取組内容
8	行政改革の推進	限られた行政資源を最大限に発揮できる体制をつくります。 ① 行政改革行動計画の推進 ② 行政評価システムによる事業評価の実施 ③ 組織の活性化と人材の育成
9	行財政の健全な運営	将来にわたって持続可能な財政運営の確立を図ります。 ① 財源の安定的な確保 ② 財政運営の効率化 ③ 行政事務の効率的な運営
10	広域行政の推進	近隣市町との連携により効果的な行政運営を推進します。 ① 広域行政圏計画の推進 ② 広域的連携の強化 ③ 広域合併の推進
11	窓口サービスの充実	町民の立場に立った窓口サービスの充実に努めます。 ① 親切ていねいな窓口対応の実施 ② 効率的な窓口処理の推進 ③ 夜間窓口業務の実施

(3) 現状と課題

現状

- 利根町行政改革大綱に基づき行政改革行動計画を策定し、効率的な行政運営と財政の健全化を図っています。
- 行政評価システムの導入を推進し、施策や事務事業について成果目標を定め、効果的・効率的な事業の改善を図るとともに、自己評価をはじめ第三者による外部評価を実施しています。
- 社会変化に伴い多様化する町民ニーズや行政需要への確に対応できる人材を育成するため、自治研修所における研修などを中心に、職員のレベルアップを図っています。
- 長引く景気の低迷が収入の減少、地価の下落を招き、住民税・固定資産税の減収につながっています。また、高齢化に伴い退職者が増加し住民税の減収に大きな拍車をかけています。
- 本町の財政状況は、平成23年度決算においては、経常収支比率*92.1%、公債費負担比率*11.3%となっています。
- 平成24年4月1日現在の全職員数は159人で、町民千人当たりの職員数は9.04人となり、全県下12町村の平均10.29人と比較すると1.25人少なく、効率的な事務執行が行なわれています。
- 近隣自治体との連携により、効率的な行政運営を図るため、消防・救急・上水道・ごみ処理・し尿処理などにおいて、広域的な取り組みを行なっています。
- 龍ヶ崎市、我孫子市と公共施設の相互利用*に関する協定を結んでおり、対象となる施設については、地元住民と同様の料金で利用することができます。また、同二市と定期的に情報交換の場を設け、広域的な連携を推進しています。
- 住民課窓口を、毎週水曜日、午後8時15分まで延長し、住民票や印鑑証明など各種証明書の発行を行なっています。

課 題

- 行政評価システムの導入により、職員一人ひとりがコスト意識を持って、効果的な事務事業が実施できるよう、職員の意識の醸成を図るとともに、適正な制度の確立が必要です。
- 景気の低迷による、リストラ、転職などに伴う急激な収入の減少から滞納者が増加傾向にあるため、滞納整理業務の更なる強化が必要となっています。
- 歳出は、義務的経費、経常的経費の比率が高くなってきており、財政構造の硬直化が懸念されています。
- 町単独での解決が難しい問題や、新たな事業などが出てきた場合には、広域組織としての共同処理を検討する必要があります。
- 市町村合併については、町民の意識や社会情勢、国・県などの動向を十分に把握し検討していく必要があります。

(4) 施策の指標

施策の指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
8	行政改革行動計画における推進項目の実施率	— %	100.0 %
9	町税の収納率 (住民税・固定資産税(都市計画税)・軽自動車税・法人税の4税目)	89.6 %	90.2 %
10	公共施設の相互利用対象施設数(町外施設)	10 施設	15 施設
11	役場の窓口の対応などについて「非常に適切に対応している・適切に対応している」と答えた町民の割合*	50.2 %	60.0 %

※現状値：「4期基本計画策定に伴う住民アンケート結果」より

(5) 役割分担

町民の協力・役割

- 町の行政運営に理解と関心を持ち、住民サービス向上に向けた要望や提言などの声を町に届けます。
- 町税を納期限までに納付します。

行政の役割

- 限られた財源と人員で最大限の効果が発揮できるよう、行政改革行動計画において掲げている推進項目の実施に努めます。
- 納付の利便性向上のためコンビニ収納を導入しているが、その他の納税方法についても検討します。
- 税負担の公平性と自主財源の安定確保を図るため、滞納整理を強化し、町税の収納率向上に努めます。
- 各種使用料・手数料などは、受益者負担の原則に従い、公共性に配慮しながら適正な水準を保つよう努めます。
- 的確な施策・事業の選択を原則としつつ、国や県の補助事業の活用を図ります。
- 実施計画に基づき、経費の計画的な配分による事業を実施します。
- 事務・事業の見直しと事務の合理化・効率化により、経費の抑制に努めます。
- 近隣自治体との公共施設の相互利用について、関係市町と協議し対象施設の拡充を図ります。
- 市町村合併については、町民の意識や社会情勢、国・県の動向を十分に把握し、広域的な合併を視野に入れた検討・研究に努めます。
- 町民のニーズを的確に把握し、親切でいねいな窓口対応など、住民サービスの向上に努めます。

★関連計画★

◇利根町行政改革行動計画(後期)……利根町行政改革大綱で掲げた行政改革の具体的な施策をまとめた行動計画

★用語解説★

* 経常収支比率……人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを示す

* 公債費負担比率……公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指数

* 公共施設の相互利用……龍ヶ崎市の9施設、我孫子市の1施設を地元住民と同料金で利用できる協定を結んでいる

